

食べる大阪府

一人暮らしのための
平成29(2017)年度版

アフィリエイトで高額報酬!

残りわずか!早い者勝ち

寝ている間に美肌づくり

身近な事例で学ぶ!

めざそう! 消費者市民

痩せなか

高校生向け消費者教育教材

激安カラー

初めてでも安心♪授業ですぐ使えるワークシート付き♪

きれいめワンランクアップ

モデル授業実践事例集

今なら登録料が
無料!

メディアで
話題沸騰

アイドルのメール相談

添加物不使用

当サイトはすべて本物 個人の感想です 今だけプレゼント
レアアイテムゲット!

タイムセール開催中

寝ている間に勝手にダイエット!

リボルビングでらくらく支払い

ポイント5,000円分プレゼント!

天然素材だから安心

自宅で簡単副収入

ポイント還元

キャンペーン期間中だけの特典!

セットでお得!
期間限定!

女子高生のマストアイテム

初回限定ワンコイン

ポイント10倍

一粒にギュッと濃縮

カロリーオフ

半額クーポンプレゼント

最短即日融資で今すぐ借りる

大阪府消費生活センター

スマホでらくらく

しっかりサポート



はじめに	2
本書について	3

実践事例

I 1. 商品の安全～安全の理解・危険の回避～

教材② 製品（カラーコンタクトレンズ）

大阪府立夕陽丘高等学校 家庭科教諭 寺川 理香 4

II 2. 生活の管理と契約①～ルールや約束、契約の理解・選択～

教材③ 若者によくある消費者被害

大阪府立阿倍野高等学校 家庭科教諭 中島 美保子 12

III 2. 生活の管理と契約①～ルールや約束、契約の理解・選択～

教材④ 稼げないアルバイト

大阪府立枚方津田高等学校 家庭科教諭 坂田 江麻 20

IV 4. 情報とメディア～情報リテラシー～

教材⑧ ネットショッピングと電子マネー

大阪府立茨木西高等学校 家庭科教諭 西田 恵理 28

V 5. 消費者市民社会の構築～持続可能な消費の実践～

教材⑪ 消費者市民社会ってな～に？

大阪府立枚方津田高等学校 公民科教諭 南野 寛太郎 36

平成28(2016)年度作成教材の改訂について(奨学金制度関連) 42

はじめに

現在、民法の成年年齢の18歳への引下げが検討されており、これが実現すると、18歳以上の若者は親権者の同意なしで契約することができるようになります。

20歳代の若者の消費者トラブルに関する相談は多く、成年年齢が引き下げられれば、18歳、19歳の若者たちがたちまち悪質商法のターゲットにされることが懸念されており、新たに成年となる18歳、19歳の消費者被害の防止・救済のための消費者教育の充実や制度整備等の検討が求められています。

また、小中高等学校の学校教育現場における消費者教育については、児童・生徒の発達段階に応じて、家庭科、社会科（公民科）などを中心に実施されているところですが、実際に消費者教育に割かれている授業等の時間数が少ないとの指摘がなされています。

このような中、大阪府消費生活センターでは、高校生期における消費者教育を推進するため、平成28(2016)年度に「身近な事例で学ぶ！高校生向け消費者教育教材『めざそう！消費者市民』～授業ですぐ使えるワークシート付き～」（平成29(2017)年2月）を作成のうえ、府内全高等学校に配布し、消費者教育の推進に役立てもらうことにしました。また、平成29(2017)年度、府立高等学校4校を「大阪府消費者教育推進モデル校」に指定し、本教材の指導ガイドとワークシートなどを活用してモデル授業を実施するとともに、その結果をとりまとめた実践事例集を作成することとしました。

この実践事例集では、授業展開の仕方、工夫した点、活用した消費者教育教材などを掲載し、授業を行う際の参考にしていただけるようにするとともに、ワークシートの生徒記述例やアンケートの回答などを掲載することにより授業の様子などがわかるよう工夫しました。本実践事例集が府内の高等学校における消費者教育の実施機会の増加や充実の一助となることを切に願っています。

最後に、モデル授業の実施及び本実践事例集の作成にあたり、大阪府消費者教育推進モデル校はもとより府教育庁をはじめ関係機関各位に多大なご協力をいただきました。心より感謝申し上げます。

平成30(2018)年2月

大阪府消費生活センター



本書について

目的

本書は、消費者教育教材「身近な事例で学ぶ！高校生向け消費者教育教材『めざそう！消費者市民』～授業ですぐに使えるワークシート付き～」を活用して、高等学校における消費者教育を促進することを目的として作成しました。平成29(2017)年度に大阪府消費生活センターが「大阪府消費者教育推進モデル校」として指定した府立高等学校4校で実施したモデル授業の内容を、ご担当いただいた教員の方々に執筆していただき、実践事例としてとりまとめました。本書を参考にして、準備に多くの時間をかけることなく授業を行っていただけるよう、構成について工夫しています。「家庭科」や「公民科」などの授業はもとより、生徒の消費生活の指導に際しても、本書をご活用ください。

本書の見方

「身近な事例で学ぶ！高校生向け消費者教育教材『めざそう！消費者市民』～授業ですぐに使えるワークシート付き～」を本書では「本教材」といいます。本教材は①指導ガイド、②教材、③ワークシートで構成されています（参考：本教材P3）。実践事例の見出しと本教材の①指導ガイド、②教材、③ワークシートの関連を下図に示します。

[実践事例]



①指導ガイド

モデル授業時に使用し、または参考にした①指導ガイド、②教材、③ワークシートの見出しやページを掲載しています。

実践事例の構成

本書に掲載した実践事例の構成は、以下のとおりです。

- 1 モデル授業実施計画
- 2 生徒の様子
- 3 具体的な展開
- 4 配付資料・教材等
- 5 評価のポイント
- 6 学習の成果と課題
- 7 アンケートの回答、生徒から出た意見や反応など
- 8 本教材を活用した授業を終えて

「3 具体的な展開」、「6 学習の成果と課題」、「7 アンケートの回答、生徒から出た意見や反応など」では、各校教員が授業をするうえで、工夫した点やアレンジした点、生徒たちの反応などを掲載しています。「4 配付資料・教材等」では、授業時に使用した資料・教材等を掲載し、これらのホームページのURLを掲載することにより、内容等を確かめることができますようにしています。実践事例集を授業の組立てや学習指導案作成の参考資料として役立てていただければ幸いです。

I**1. 商品の安全～安全の理解・危険の回避～****教材② 製品（カラーコンタクトレンズ）**

指導ガイド P4,5

教材 P8,9

ワークシート **2** (P2)

学校名：大阪府立夕陽丘高等学校

教科：家庭科

教諭名：寺川 理香

1 モデル授業実施計画**1. 本時の題材について**

生徒たちのおしゃれへの関心は強く、本校ではカラーコンタクトレンズを使用している生徒も見られる。カラーコンタクトレンズによる目の傷などのトラブル事例が多く見られる中、安全な商品を選ぶ選択眼、使用方法およびトラブルへの対処法を身に付けることが大切である。

消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任について理解させ、適切な意思決定にもとづいて行動できる知識を習得させるとともに、生涯を通じて、各自が消費者市民として自覚をもった生活を送れるようにする。

2. 題材の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技 能	知識・理解
<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活の現状と課題、消費者問題と消費者の権利や責任について関心を持ち、どのような消費行動をすればよいかを考えようとしている。 ・グループワークにおいて積極的に課題について検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者として主体的に判断するために消費生活の現状と課題、消費者問題と消費者の権利や責任について考えていている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活の現状、消費者被害の対処法、消費者の保護、消費者の権利と責任について具体例を通して理解している。 ・消費者市民としてできることは何かを理解している。

3. 題材の指導計画

経済生活 商品選択の意思決定と消費者トラブル－消費者市民としてできること－（全2時間）

第1時 ネットショッピングの落とし穴

第2時 カラーコンタクトレンズ（本時）

4. 本時の目標

○おしゃれ用品やさまざまな商品の購入における意思決定の際に、どのような消費行動をすればよいかを考えさせる。
〔関心・意欲・態度〕

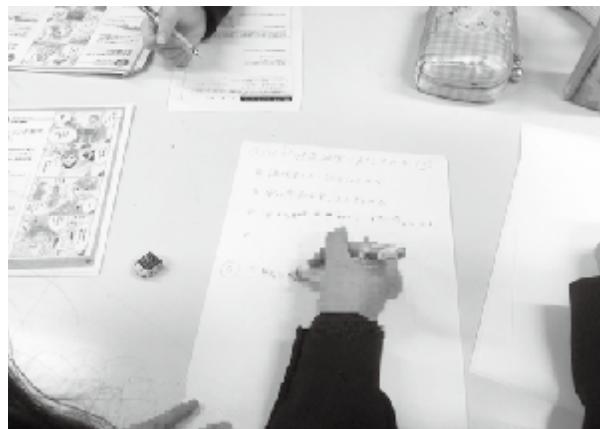
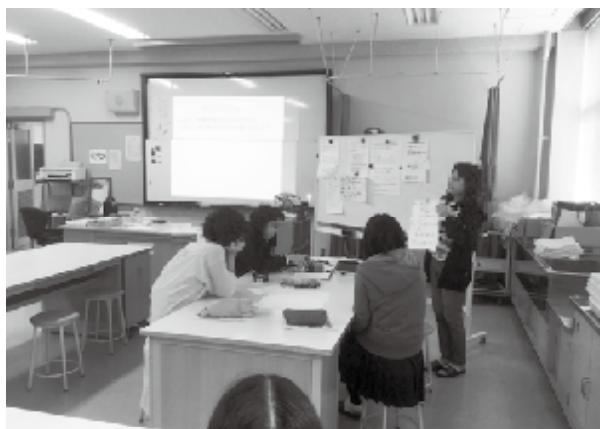
○リスクの回避手段と被害にあったときの対処法、自分たちが消費者市民としてできることは何かを理解させる。
〔知識・理解〕

5. 本時の展開

時間	生徒の学習活動	指導上の留意点	(評価規準)・(評価方法)	教材・教具
導入(5分)	<ul style="list-style-type: none"> ・本時の課題を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本時の学習目標を明確に生徒に伝える。 		
展開1(10分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートをもとに、グループで「なぜ健康被害が起こるのか」、「契約当事者に10歳代が多いのはなぜか」、「健康被害が起こる理由」について考え、B4用紙にまとめる。 ・ワークシートに記入する。 ・発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前時に視聴した消費者庁のDVDを再度放映しながら、グループで「なぜ健康被害が起こるのか」、「契約当事者に10歳代が多いのはなぜか」、「健康被害が起こる理由」について考え、B4用紙にまとめさせる。 ・グループでの話がまとまつたら、適宜ワークシートにまとめさせる。 ・グループごとに発表させる。 ・他のグループの意見を聞いて、自分たちの意見との違いを比較・検討させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・おしゃれ用品やさまざまな商品の購入における意思決定の際に、どのような消費行動をすればよいかを考えている。 <p>(関心・意欲・態度) (発表時のB4用紙、ワークシート)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・DVD ・B4用紙 ・カラーペン ・消費者庁若者・高校生向き ワークブック
展開2(15分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートをもとに「購入時に気をつけることは何か」についてグループで考え、B4用紙にまとめる。 ・ワークシートに記入する。 ・発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に買ったことのある人は何に気をつけているのか、コンタクトレンズが高度管理医療機器であることなどに着目してグループで話し合いをさせる。 ・グループでの話がまとまつたら、適宜ワークシートにまとめさせる。 ・グループごとに発表させる。 ・他のグループの意見を聞いて、自分たちの意見との違いを比較・検討させる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・B4用紙 ・ワークシート

展開3 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> ・カラーコンタクトレンズに関する事前アンケートについて、パワーポイントにまとめた集計結果を見ながら考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パワーポイントを、必要に応じて止めながら説明を加える。 ・アンケート結果を生徒に音読させるなど変化をつける。 ・商品使用にあたり、情報収集や使用上の留意点を守ることの重要性を自覚させる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーン ・プロジェクター
まとめ (10分)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康被害が深刻にならないためにどうすればよいか、私たちが安全・安心に消費生活を送ることができるようにするにはどうすればよいかを考える。 ・私たちが消費者市民としてできることは何かをまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「眼科を受診する」という意識が低いアンケート結果から、安全に使うために必要な点などを考えさせる。 ・消費者市民の行動の大切さを理解させる。 ・消費生活相談窓口や企業に情報提供することが被害の未然防止、拡大防止につながることを理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクの回避手段と被害にあったときの対処法、消費者市民としてできることは何かを理解している。 〔知識・理解〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート

② 生徒の様子



③ 具体的な展開(工夫した点、アレンジした点)

- ①前時に消費者庁のDVDを視聴させ、グループでワークシートの設問について話し合ってさせたうえで本時に臨んだ。本時では再度放映したため、生徒は初めて見るのではなく、確認の意味で視聴することができ、時間を有効に利用することができた。
- ②9月に本校の3年生を対象に、カラーコンタクトレンズに関する意識調査を行った。アンケート結果の集計をパワーポイントにまとめ、授業で活用することにより、生徒たちに「商品の使用と安全性」について身近に意識させ、自分たちの問題として考えさせることができた。

④ 配付資料・教材等

- ・ 消費者庁DVD「もしあなが消費者トラブルにあったら…」(事例2 おしゃれのリスク)
(消費者庁 http://www.caa.go.jp/kportal/medialink/dvd_511_0002.php)
- ・ 消費者庁 若者・高校生向きワークブック
「もしあなが消費者トラブルにあったら…」(CASE STUDY 3-4 おしゃれのリスク)
(消費者庁 http://www.caa.go.jp/information/pdf/04_moshitora-w.pdf)

生徒発表時のB4用紙

なぜ健康被害が…??

安さやデザインを重視する為、ネットで買ったり商品をよく知らずに買ったりするから。
また、手軽に買える為、用法をよく知らない人がカラーコンタクトを購入するから。
そして、カラーコンタクトによる病気を軽く見ている人が多いから。

なぜ10代が多いの？

お洒落に目覚める年頃であるから。
また、友人1人がカラーコンタクトの使用を始めると、良いと思った友達に広まりやすく、簡単に買えるので、10代に多いのではないか?
ハーフ系メイクの流行によるもの。

購入時に気をつけること

- ・ 高度管理医療機器の承認を受けているか確認する。
- ・ 保存方法や使用期限を守る。
- ・ サイト内の規約や商品の状態などをよく読む。
- ・ 自ら必要な情報を入手する。
- ・ 眼科で診察を受けてから購入し、また定期的に診察を受ける。

⑤ 評価のポイント

- ①グループワークにおいて、積極的に意見を出し合って話し合っている。
- ②カラーコンタクトレンズの購入時や使用する時に注意する点について理解している。
- ③問題が発生した時の対処法について理解している。

⑥ 学習の成果と課題

①学習の成果

- 自分や友人、家族が使用していたり、また使用はしていないが興味をもっていたりする者が多いカラーコンタクトレンズについて、生徒たちは同年代の者の意識を実感することができた。また、商品の安全性、確認方法および使用上の留意点、被害にあったり巻き込まれたりした時の対処法を習得することができた。
- 消費者としての権利と責任について学び、自分も消費者としていかに行動すべきかを学んだ。

ワークシート、生徒発表時のB4用紙記述より

— 健康被害が起こる原因 —

- 説明書をよく読まないから。
- 安さやデザインを重視するため、ネットで買ったり、商品をよく知らずに買ったりするから。
- 手軽に購入できるため、用法をよく知らなくても入手できる。
- 決められた期間以上に使用してしまうから。
- カラーコンタクトによる目の病気を軽く見ている人が多い。
- 眼科に行って、処方してもらっていない。

— なぜ 10 歳代に多いのか —

- おしゃれに目覚める年頃であるから。
- 好きなモデルがつけていたりするから。
- 周りの影響。
- 安いので、手軽に買える。
- リスクを伴うことをわかっていない。

— 購入時に気をつけること —

- 眼科で診察を受けてから購入し、また、定期的に診察を受ける。
- 高度管理医療機器の承認を受けているか確認する。本当に安全か確認する。
- 決められた使用期限を守る。
- 値段に惑わされない。

生徒記入のワークシート

製品（カラーコンタクトレンズ）	年 組 番 ()
①カラーコンタクトレンズについて考えてみよう。	
(1)なぜ健康被害が起こるのだろう。また、契約当事者に10歳代が多いのはなぜだろう？	
<ul style="list-style-type: none"> リスクを伴うことをわかっていない 安いので、つい買ってしまう 手軽に買えるようになっている 	
(2)健康被害が起こる理由は何だろう？	
<ul style="list-style-type: none"> 眼科に行って処方してもらっていない 	
(3)購入時に気をつけることは何だろう？	
<ul style="list-style-type: none"> まずは眼科に行って処方箋をもらう 取扱説明書をしっかり読む 	

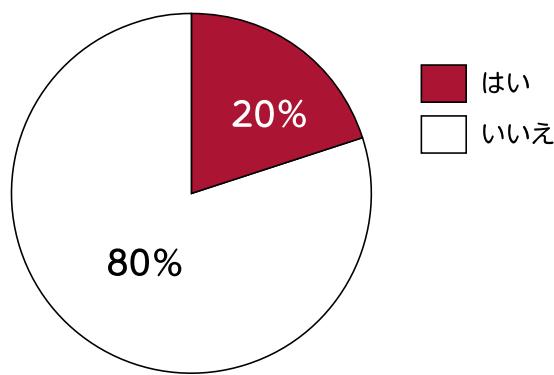
②課題

- 今回の教材のワークシート中、①の（1）「なぜ健康被害が起こるのだろう。」と（2）「健康被害が起こる理由は何だろう？」と2つの連続した設問が似たような内容だったので、生徒たちが解答するにあたり、少し戸惑う様子が見られた。生徒にワークシートを書かせるときは、②の裏（P2）にある「各問についてのポイントと解答例」を参考に、補足説明が必要であると感じた。
- 事前にとったアンケートの質問項目として、健康被害が起こる理由なども盛り込んでおけば、より多くの生徒たちの意見や考えが得られると感じた。
- 事前のアンケートについて、今回は3年生のみの実施であったが、全学年で実施すれば年代別の意識調査にもつながり、また違う側面から考察できるのではないだろうかと考える。
- グループワークの発表の際に、生徒のまとめた用紙を他の生徒たちにも明確に見えるように書画カメラなどを使用し、スクリーンに写すように改善すると、より理解しやすい。

7 アンケートの回答、生徒から出た意見や反応など

◆アンケートのおもな質問と回答（対象者：3学年（293名））

i) カラーコンタクトレンズを使用したことがありますか。



多くの生徒が「使用したことがない」と答えた。

<以下、「使用したことがある」と答えた生徒への質問>

ii) カラーコンタクトレンズを使用する（した）きっかけは何ですか。

(生徒の回答例)

- 目が大きくなりたい
- 友だちにすすめられて
- 興味本位
- 目の色を変えたい
- 印象が変わる
- アイメイクの1つとして
- 可愛い
- 自信がもてる

美への関心が大きいことがうかがえる。

iii) カラーコンタクレンズを購入する際には必ず眼科の受診をしますか。

購入する際には必ず眼科の受診をすると答えた生徒は17%で、76%の生徒が受診していないと答えた。

iv) カラーコンタクトレンズのおもな購入先はどこですか。

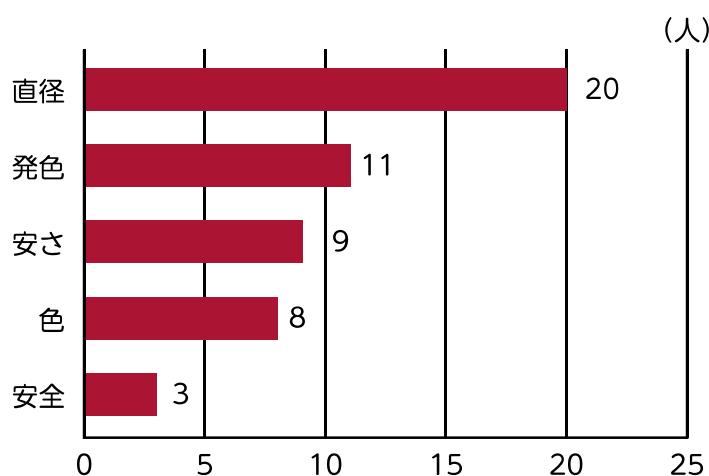
カラーコンタクトレンズのおもな購入先は、インターネット通販と答えた生徒が29%で最も多く、次いで量販店、眼科と答えた生徒が多かった。

v) 購入の際に、レンズの安全性を気にしますか。

「購入の際に、レンズの安全性を気にする」と答えた生徒は80%であった。

vi) カラーコンタクトレンズ選びでポイントとなることは何ですか。

カラーコンタクトレンズを選ぶときのポイントとして、「直径」、「発色」と答えた生徒が多く、「安全」と答えた人は少なかった。

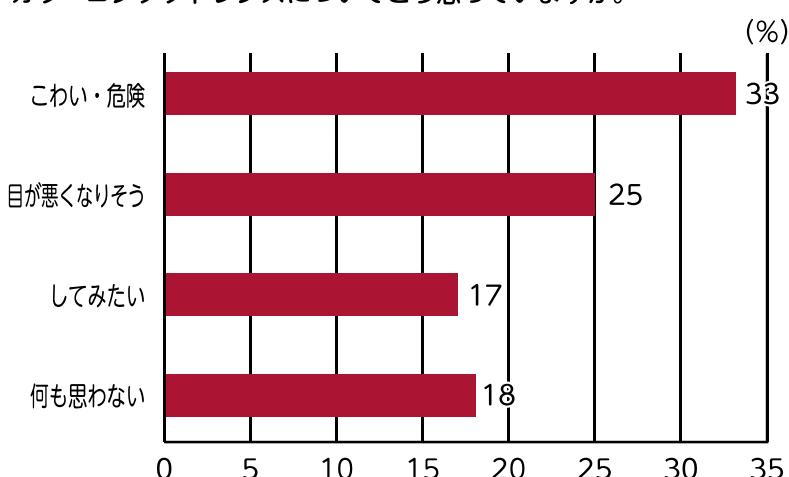


vii) 使い捨てのコンタクトレンズを、使用期間を超えて使うことがありますか。レンズを着けたまま寝ることがありますか。

「使い捨てのコンタクトレンズを、使用期間を超えて使うことがある」と答えた生徒は37%、「レンズをつけたまま寝ることがある」と答えた生徒は22%であった。

<以下、「使用したことがない」と答えた生徒への質問>

viii) カラーコンタクトレンズについてどう思っていますか。



【その他の意見】

- ・最近は自然になったが、人工的
- ・不自然
- ・外したときに、人にがっかりされる、詐欺だと思う
- ・おしゃれ・綺麗
- ・人が変わる魔法
- ・革命的
- ・コスプレには可
- ・似合っていればよい

⑧ 本教材を活用した授業を終えて(活用してよかった点、生徒の様子など)

生徒にとって身近な題材だったので、興味をもって取り組むことができたようだ。事前に3学年全体を対象とした意識調査を行ったことで、カラーコンタクトレンズに対する高校生の現在の意識を知ることができ、多くの若者がカラーコンタクトレンズを選ぶ際に、目の健康よりも「おしゃれ」に見せるこことを重視していることがわかった。化粧をするのではなく、黒目を大きく見せることで、確実に可愛くなれるというのは、高校生にとってはこのうえない手段である。ある番組のインタビューで「少しくらい痛くても、可愛くなれるから我慢する」と言っていた女性がいた。それらしい若者には今や浸透しているアイテムである。しかし、一方では眼球に傷がついたり、色素が浸潤したりするトラブルが起きている。使用方法を誤ることで取り返しのつかない事態となることもある。そのようなトラブルを回避するためにも、入手ルートや使用方法についてしっかりと学習する必要があると思われる。今回のモデル授業を通して、カラーコンタクトレンズを使用していない生徒たちも「おしゃれ」と「健康」、「安全の確保」について、身近な問題として真剣に考えることができた。また、商品の安全使用についての理解を深めることができた。今後も消費者教育の一環として取り入れていかなければならぬと実感した。今年度は「生活デザイン」の授業で実施したが、来年度は「家庭基礎」の「経済生活」の分野で、生徒自身が消費者市民として自覚をもつきっかけとして、カラーコンタクトレンズを題材にした授業を実践したいと考えている。

大阪府消費生活センターよりひとこと

事前に、授業対象となる生徒だけでなく、3学年全員の生徒に、カラーコンタクトレンズに関するアンケートを行い、その集計結果を授業の際に活用することにより、生徒の関心をより高めることにつながったのではないかと感じました。

また、消費者庁DVD「もしあなたが消費者トラブルにあったら…」を前時に視聴させることにより、生徒の知識を高め、思考や表現を豊かにするための工夫がされていると思いました。



II**2. 生活の管理と契約① ~ルールや約束、契約の理解・選択~**

指導ガイド P10,11

教材 P12~15

ワークシート **3** (P3)**教材③ 若者によくある消費者被害**

学校名：大阪府立阿倍野高等学校

教科：家庭科

教諭名：中島 美保子

1 モデル授業実施計画**1. 本時の題材について**

本校は大型商業施設に近く、生徒は商品やサービスの購入に高い関心をもっている。また、98%の生徒が携帯電話を所持し、ネットショッピングやオンラインゲームでアイテムなどを購入している。しかし契約の知識が少ないため、消費者トラブルに巻き込まれる者も少なくない。そこで、本時の題材では消費生活センターに多く寄せられる相談事例を活用して、生徒に身近な問題を教材とした。この教材活用で、生徒一人ひとりが権利の主体としての意識をもち、自ら進んで必要な情報を収集し、課題を考え、消費者市民として行動することができるようになる。また、契約や契約に伴うリスク（インターネット利用によるさまざまな消費者問題）へと学習を展開し、消費者問題が生じる背景や守られるべき消費者の権利について具体的に理解させる。

2. 題材の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技 能	知識・理解
<ul style="list-style-type: none"> 消費者の権利や消費者支援制度に関心をもち、学習に取り組もうとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者問題の被害の防止や救済について、具体的な事例を通して考え、まとめ、発表している。 生活の質を向上させるためには、どのような消費生活を築けばよいかについて考え方を工夫している。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する情報を収集・整理することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活の変化と現状、契約、販売方法の特性など消費者問題発生の社会的背景を理解している。 消費者の権利と責任、自立した消費行動のための支援について理解している。

3. 題材の指導計画

経済生活を営む—消費者市民としてどう生活するか（全6時間）

第1時 これからの消費生活と環境

第2時 契約について学ぼう

第3時 クレジットカードと消費者信用

第4・5時 問題の多い商法について考えてみよう（本時）

第6時 消費者の権利と責任について考えよう

4. 本時の目標

○消費生活の変化と現状、契約、販売方法の特性など消費者問題発生の社会的背景と消費者被害の対処法を理解している。
〔知識・理解〕

○消費者問題の被害の防止や救済について、具体的な事例を通して考えをまとめ、発表している。

〔思考・判断・表現〕

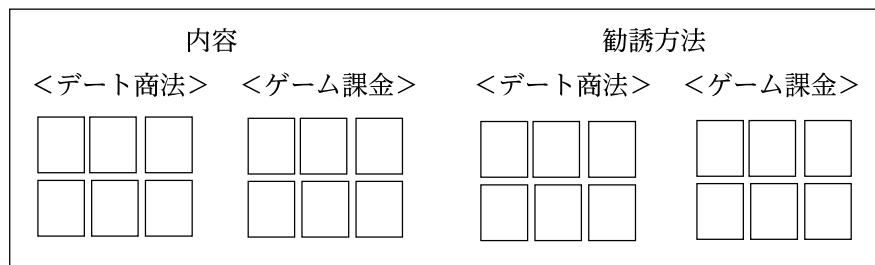
5. 本時の展開

時間	生徒の学習活動	指導上の留意点	(評価規準)・(評価方法)	教材・教具
第4時	<ul style="list-style-type: none"> ・本時のテーマと学習の目的を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料配付時に問題のある商法等の種類や特徴を確認させる。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書や資料、配付プリントを参考に、グループごとに問題のある商法等の内容や勧誘方法について調べ、B5用紙^{※1(P15)}にまとめる。 ・他の生徒にわかりやすく発表する方法を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者問題の個々の内容を整理し、問題点に注目させる。 ・発表のポイントを検討させ、他の生徒が理解しやすい内容を考えさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活の変化と現状、契約、販売方法の特性など消費者問題発生の社会的背景と消費者被害の対処法を理解している。 〔知識・理解〕 (B5用紙^{※1(P15)}) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書 ・資料集 ・配付プリント ・B5用紙^{※1(P15)} ・カラーペン ・授業プリント^(P18) ・説明用シート^{※2(P15)} ・模造紙^{※3(P15)}
	<ul style="list-style-type: none"> ・まとめたB5用紙^{※1(P15)}を黒板に貼り付ける。 ・グループごとに順番に問題のある商法等の内容について発表する。発表を聞く生徒は、問題点を検討する。 ・発表内容をもとに「若者によくある消費者被害の内容」を授業プリント^(P18)に記入する。 ・模造紙^{※3(P15)}作成について確認する。 ・グループごとに黒板に貼り付けたB5用紙^{※1(P15)}をもち帰る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他者の意見を聞いて、自分の考えとの違いを比較・検討させる。 ・授業プリント^(P18)にデータ商法、ゲーム課金に関する必要事項を記入させる。 ・グループすべての発表を聞き、共通点を考えさせる。 ・説明用シート^{※2(P15)}を示し説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者問題の被害の防止や救済について、具体的な事例を通して考え、まとめ、発表している。 〔思考・判断・表現〕 (授業プリント^(P18)・発表の態度) 	

	展開2	<ul style="list-style-type: none"> 各自で考えた、問題のある商法等の共通点と「トラブルにあいややすい人」、「トラブルにあわないとためのポイント」をグループで考える。 問題のある商法等についてまとめさせ、「トラブルにあいややすい人」や「トラブルにあわないためのポイント」をグループで考えさせる。 他者の意見を聞いて、自分の考えとの違いを比較・検討させる。 問題のある商法等が、自分にも起こりうることを認識させる。 		
第5時	展開3 (35分)	<ul style="list-style-type: none"> 教科書、資料集、配付プリントを読んで意見をまとめ、問題点を考える。グループで自分の判断を紹介し、話し合う。 B5用紙^{*1(P15)}を模造紙^{*3(P15)}に貼り付け、「トラブルにあいややすい人」、「トラブルにあわないとためのポイント」を模造紙^{*3(P15)}にまとめる。 トラブルにあった友だちに、アドバイスする方法を理由とともに考えて、発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 他者の意見を聞いて、自分の考えとの違いを比較・検討させる。 消費生活の変化と現状、契約、販売方法の特性など消費者問題発生の社会的背景と消費者被害の対処法を理解している。 〔知識・理解〕 (授業プリント^(P18)) 生徒の意見の中から、身近な問題であることを認識させ、その対処法についても観点を広げさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 教科書 資料集 配付プリント 授業プリント^(P18) 展開2でもち帰ったB5用紙^{*1(P15)} 説明用シート^{*2(P15)} 模造紙^{*3(P15)} カラーペン
	展開4 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> 黒板に模造紙^{*3(P15)}を貼り、グループごとに発表する。 さまざまな意見や考え方から、自分ならどう対処するか考え、その理由も授業プリント^(P18)①、②に記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 問題点を発表させ、他者の考えを共有させる。 今一度、自分自身の判断を見つめ、適切な意思決定や消費行動のあり方について考えさせる。消費には冷静な判断が必要なことに気づかせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者問題の被害の防止や救済について、具体的な事例を通して考えをまとめ、発表している。 〔思考・判断・表現〕 (学習状況の観察) 模造紙^{*3(P15)} 授業プリント^(P18)
	まとめ (5分)	<ul style="list-style-type: none"> 本時の学習で「わかつたこと」を授業プリント^(P18)に記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> クーリング・オフを理解させる。 次時は消費者の権利と責任について学ぶことを予告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者問題発生の社会的背景を理解している。 〔知識・理解〕 (授業プリント^(P18)) 授業プリント^(P18)

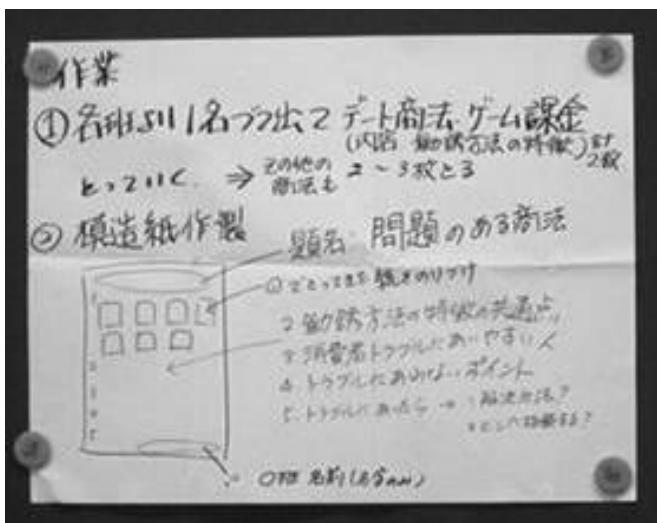
6. その他

※ 1 B5用紙貼付(展開2^(P13))
黒板にB5用紙を貼り付けたイメージ図



- 問題のある商法等(デート商法、ゲーム課金、キャッチセールス、サクラサイト、それ以外の商法)の内容と勧誘方法をB5用紙にまとめる(展開1^(P13))。そのうち、デート商法とゲーム課金の用紙を貼る(展開2^(P13))。

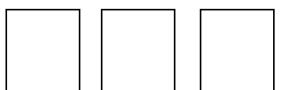
※ 2 説明用シート(展開2^(P13))



- 展開2^(P13)でグループごとにもち帰ったB5用紙^{※1}を模造紙に貼る。
- 勧誘方法の特徴の共通点、消費者トラブルにあいやすい人、トラブルにあわないためのポイント、トラブルにあった時の解決方法などをまとめ(展開3^(P14))。

※ 3 模造紙レイアウト例(展開4^(P14))

- 黒板に各グループが作成した模造紙を貼る。(展開4^(P14))

問題のある商法または 若者によくある消費者被害   共通点 トラブルにあいやすい人 トラブルにあわないためのポイント 班 氏名 ○○ ○○	(模造紙作成時間(展開3 ^(P14)) : 35分) (発表時間(展開4・まとめ ^(P14)) : 15分)
--	---

② 生徒の様子



③ 具体的な展開(工夫した点、アレンジした点)

- ①生徒が、問題のある商法等の内容や問題点について短時間で理解できるように、大阪府消費生活センターのさまざまなリーフレットをまとめ、配付プリントとした。教科書や資料集、配付プリントを併用して、授業プリント^(P18)に各自が考えた内容を、まとめられるようにした。さらにグループ内で他者の意見を聞いて、自分の考えとの違いを比較・検討することができるような内容とした。
- ②商法ごとに各自調べたものをグループでまとめさせた。時間内に、一人の生徒がすべての商法について取り組むことは難しいため、1つのグループの中で、デート商法、ゲーム課金、キャッチセールス、サクラサイト、それ以外の商法（アポイントメントセールス、ワンクリック請求、S F商法など）を分担させた。そのうえで、半分のグループに、担当の商法について、どのような商法か B5 用紙^{*1 (P15)}にまとめさせ、残りのグループには、担当の商法の勧誘方法の特徴を B5 用紙^{*1 (P15)}にまとめさせた。個人およびグループでも分担し、発表させることで、時間内により多くの知識を得られるように工夫した。
- ③各自が作成した B5 用紙^{*1 (P15)}を黒板に貼り付け、自分たちのグループ以外の用紙を選ばせた。他の生徒がまとめた用紙を見ることで、他者の意見や表現方法を学ぶことができた。

4 配付資料・教材等

- ・教科書「家庭基礎」（東京書籍）
- ・資料集「生活学Navi」（実教出版）
- ・授業プリント^(P18)（ワークシートをもとに作成）
- ・「あまい誘いにご用心！」（近畿府県消費者啓発資料共同作成会議（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県））
(大阪府消費生活センター <http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/395/00004926/29amaisasoi.pdf>)
- ・「契約についてホントに知っていますか？」
(大阪府消費生活センター <http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/78/00000026/2.pdf>)
- ・「これであなたも契約名人」
(大阪府消費生活センター <http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/keihatsu/keiyakumeijin.html>)
- ・配付プリント
- ・説明用シート（黒板貼付用）※2 (P15)

5 評価のポイント

- ①消費者問題に対する考え方を深め、自分の言葉でまとめることができる。グループワークを通して、自分の考えが変わっていく様子をまとめ、自分のこととして捉えて書いている。
- ②積極的に議論に参加し、自分の意見を述べたり、他者の意見を聞き、自分との考え方の違いを認めたりしようとしている。
- ③発表に際しては、大きな声で、わかりやすく内容を伝え、ポイントを強調するなど自分たちの考え方をまとめて発表している。

6 学習の成果と課題

①学習の成果

- ・生徒は新しい情報に触れ、さまざまな商法の内容を知り、若者がターゲットにされていることについて理解できた。また、ひとごとと思っていたが、身近な例を知ることで自分の問題として考えることができ、トラブルにあった時はどう対処すればよいかを理解することができた。

授業プリント^(P18)記述より（今日の授業でわかったこと・感じたこと）

- ・多くの情報を知ることができ、さまざまな悪徳商法があることに気づくことができた。
- ・世の中にはさまざまな方法の詐欺があることを知り、常に疑う心を忘れないようにしようと思った。
- ・SNSを利用した商法もあり、身近なこととして考えることができた。
- ・さまざまな人と意見交換することで、他者の意見を知り、自分の考えをまとめることができた。
- ・「自分は大丈夫」というわけではなく、とても身近なことなので、しっかりそれぞれの内容を知っておく必要があると感じた。
- ・消費者トラブルにあった場合でも、冷静に判断し、警察や消費生活センターに相談することで対処できるということがわかった。
- ・だまされないために、たくさんの知識が必要だと思った。SNSの怖さを知った。
- ・自分の判断だけで行動しない。
- ・楽しかった、楽しく学べた。

生徒記入の授業プリント

<p>第8章 経済生活を営む</p> <p>4 現代の消費者社会－2 消費者をめぐる問題（P182～）</p> <p>若者によくある消費者被害のそれぞれの内容を調べて記入しなさい。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">①キヤッチセールス 街頭でアンケート調査などをよそおって近づき、商品などを売る。モニター料で商品代金は相殺され、逆に儲かると勧説するモニター商法との併用もある。</td> <td style="width: 50%;">②デート商法 男女間の感情を利用して、デートに誘うと思わせて、高額商品を買わせるなど。</td> </tr> <tr> <td>③サクラサイト商法 有料サイト運営業者に雇われたサクラ（＝偽の客）が、芸能人などを装つて被害者を巧みな口説き文句でだまし、有料サイトに誘導してお金を使わせる詐欺。</td> <td>④ゲーム課金 無料と思い、本当のお金が必要だと思わず、アイテムなどを多数購入してしまうこと。</td> </tr> </table> <p>B. 若者によくある相談事例</p> <p>②デート商法 SNSに知らない女性からメッセージがあり、やり取りするうちに仲良くなった。送られた写真もかわいかったので会うことになった。その女性がデザインした指輪を見てほしいといわれ、初めて会ったその日に事務所に連れて行かれた。「お崩いでつけよう」と言われたので、高額だったが、しかたなく購入した。その後アカウントが消えていて連絡がとれなくなった。騙されているのか。</p> <p>④ゲーム課金 テレビで無料とCMしているゲームサイトに、無料ならと思い、スマートフォンで登録しました。本当のお金が必要だと思わず、アイテムを多数購入して遊んだ。後日カード会社から約10万円の請求書が届いたと保護者に叱られた。</p>	①キヤッチセールス 街頭でアンケート調査などをよそおって近づき、商品などを売る。モニター料で商品代金は相殺され、逆に儲かると勧説するモニター商法との併用もある。	②デート商法 男女間の感情を利用して、デートに誘うと思わせて、高額商品を買わせるなど。	③サクラサイト商法 有料サイト運営業者に雇われたサクラ（＝偽の客）が、芸能人などを装つて被害者を巧みな口説き文句でだまし、有料サイトに誘導してお金を使わせる詐欺。	④ゲーム課金 無料と思い、本当のお金が必要だと思わず、アイテムなどを多数購入してしまうこと。	<p>1年 組 番 氏名 _____</p> <p>① (1) 左の事例を見て、それぞれの勧説方法の特徴を書こう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">事例2 デート商法</td> <td>デートに誘って高額商品を買わせる。</td> </tr> <tr> <td>事例4 ゲーム課金</td> <td>無料と書いているが、本当は有料だったりする。</td> </tr> </table> <p>(2) 消費者被害の勧説方法の特徴から共通点を探してみよう すぐにお金を要求したり、商品を買わせたりする。</p> <p>(3) 消費者トラブルにあいやすい人は、どういう人だろう？ 独身のお年寄り。</p> <p>(4) トラブルにあわないためのポイントを書き出してみよう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">事例2 デート商法</td> <td>見知らぬ人と会ったりしない。</td> </tr> <tr> <td>事例4 ゲーム課金</td> <td>多数購入することをしない。</td> </tr> </table> <p>② 友人から「SNSで知らない人から『無料だけど、怖いほど当たるよ』と、占いサイトを紹介された。そこには占いサイトのURLが貼られていて、無料ならタップするといきなり『登録完了3日以内に、98,000円を支払わないとい、法的手段に訴える』という画面になった。どうしたらいい？」と相談されました。あなたならどうアドバイスしますか？</p> <p>消費生活センターに相談した方がいいよって言う。</p> <p>感想・今日の授業で分かったこと・感じたこと 問題商法はたくさん種類があり、僕が知らないのもたくさんあって、恐ろしいと思った。注意して経済生活を営みたいと思う。</p>	事例2 デート商法	デートに誘って高額商品を買わせる。	事例4 ゲーム課金	無料と書いているが、本当は有料だったりする。	事例2 デート商法	見知らぬ人と会ったりしない。	事例4 ゲーム課金	多数購入することをしない。
①キヤッチセールス 街頭でアンケート調査などをよそおって近づき、商品などを売る。モニター料で商品代金は相殺され、逆に儲かると勧説するモニター商法との併用もある。	②デート商法 男女間の感情を利用して、デートに誘うと思わせて、高額商品を買わせるなど。												
③サクラサイト商法 有料サイト運営業者に雇われたサクラ（＝偽の客）が、芸能人などを装つて被害者を巧みな口説き文句でだまし、有料サイトに誘導してお金を使わせる詐欺。	④ゲーム課金 無料と思い、本当のお金が必要だと思わず、アイテムなどを多数購入してしまうこと。												
事例2 デート商法	デートに誘って高額商品を買わせる。												
事例4 ゲーム課金	無料と書いているが、本当は有料だったりする。												
事例2 デート商法	見知らぬ人と会ったりしない。												
事例4 ゲーム課金	多数購入することをしない。												

②課題

- ワークシートをそのまま活用すると、生徒たちの意見や考えが分散する可能性があったので、ワークシートを参考にした授業プリントを作成した（教材にはさまざまな商法が入っており参考になったが、もう少し内容を絞ったほうが授業がしやすい）。
- 本教材は資料としては活用しやすく、最新の情報を知ることができ、とても役立った。しかし2単位の「家庭基礎」の中で取り扱うには時間の制約が多く、生徒に伝えたいことは多いのに、十分伝えることができないもどかしさがあった。
- 早い段階に授業計画をしっかり練って流れを考えたうえで、精査して授業を行う必要を感じた。

7 アンケートの回答(対象者：本授業を受けた生徒)、生徒から出た意見や反応など

①アンケートのおもな質問

- おこづかいやお年玉以外で収入を得たことがありますか。あれば☑をしてください。

<input type="checkbox"/> 店舗などでのアルバイト	<input type="checkbox"/> アフィリエイトやドロップシッピング
<input type="checkbox"/> おこづかいサイト	<input type="checkbox"/> その他（具体的に _____)
- 「簡単にもうかる」、「誰でも稼げる」などの誘い文句があると、やってみようと思いますか？

<input type="checkbox"/> やってみようと思う	<input type="checkbox"/> やってみようと思わない
------------------------------------	--------------------------------------
- インターネット上で契約をしたことがありますか。あれば☑をしてください。

<input type="checkbox"/> ショッピング	<input type="checkbox"/> ゲームで課金	<input type="checkbox"/> オークション・アフィリエイト
<input type="checkbox"/> SNS登録	<input type="checkbox"/> その他（ _____)	

②アンケートの回答

- おこづかいやお年玉以外で収入を得たことがある生徒は13%で、おこづかいサイトやフリマアプリなどを利用していることがわかった。
- 「簡単にわかる」、「誰でも稼げる」などの誘い文句に対しては、96%の生徒は「やってみようと思わない」と答えた。その理由として、多くの生徒が「あやしい」、「信用できない」と答えた。また、「トラブルに巻き込まれるかもしれない」という不安や、「簡単に稼げる仕事はない。もしそのような仕事があれば誰でもしている」と答えた生徒が多くいた。
- その一方で、56%の生徒が「SNS登録」という形での契約を結んだり、24%の生徒が「ネットショッピングをしている」と答えた。

⑧本教材を活用した授業を終えて(活用してよかった点、生徒の様子など)

- 大阪府消費生活センターの資料を参考資料として活用することで、生徒は多くの具体例を知り、身近な問題としてとらえ、考えることができた。
- 教材やワークシートをもとに作成した授業プリント^(P18)や配付プリントを活用することにより、生徒は他者の意見を聞き、自分の考えを深めることができた。その結果、効果的なアクティブラーニングの授業になった。
- ワークシートをもとに作成した授業プリント^(P18)を考えることで、問題点を分析し解決に向けた問題解決学習が実施できた。
- 教材やワークシートをもとに作成した授業プリント^(P18)・配付プリントの内容を生徒が各自調べたことで、考えを深め、その後の協議で生徒は自分の考えや気持ちを表現し、他者と共同して作品を作成することができた。
- 身近な問題を考え意見交換することで、生徒は互いに学び合い、社会の課題と結びつけることができた。またそのことが家庭科としての学びにつながった。
- 今回の授業を通して、生徒は「問題の多い商法」の内容を理解し、消費者市民社会を作るために必要な行動をどうとるべきか考えるようになった。
- 生徒を刺激するうえでもこの授業は有効であり、また授業後、「消費者トラブルに巻き込まれず、安心安全な生活を送る方法がわかった」と98%の生徒が答えており、消費者教育の大切さを痛感した。
- デート商法やキャッチセールスなどの誘い文句に対して、教師が考えているよりも生徒は冷静な判断を下していることがうかがえた。
- 契約に対して「自分だけは大丈夫」という安心感をもっていることがわかり、契約に対する認識を深める必要性を感じた。

大阪府消費生活センターよりひとこと

生徒が「問題の多い商法」に関する理解をしやすくするために、独自に資料を作成していただきました。生徒一人ひとりが考え、グループで話し合い、まとめさせるとともに、グループ間でも内容を共有することで、より効果的に学習することができたと思います。

本教材は、高校生に必要となる消費者問題の情報をできるだけ幅広く取り上げています。先生方の授業時間の都合に合わせたり、ホームルームを利用したりして、一部のみを選択して使用するなど、柔軟にご活用いただけます。

III

2. 生活の管理と契約① ~ルールや約束、契約の理解・選択~

教材④ 稼げないアルバイト

指導ガイド P10,11

教材 P16

ワークシート 4 (P4)

学校名：大阪府立枚方津田高等学校

教科：家庭科

教諭名：坂田 江麻

1 モデル授業実施計画

1. 本時の題材について

社会経済が大きく変化している中で、消費者トラブルは多様化、複雑化している。民法の成年年齢が引き下げられる可能性もあり、早い段階から、消費者として自立した判断を行うことができる若者を育成する必要性は高まっている。

今回は、成年に達する時期に狙われやすい問題商法「稼げないアルバイト」を題材に、契約などのしくみをしっかりと知ること、現在の消費生活の問題点を発見すること、トラブルにあわないための原理原則や巻き込まれてしまったときの対処法を身に付けることを目標とする。また、グループワークを通して習得した知識について、考えを深めさせる。今後の学習も含め、実際に、自らの消費行動が将来にわたって内外の社会、経済、環境に影響を及ぼしうることを自覚し、主体的に行動できる「消費者市民」として成長させる。

2. 題材の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技 能	知識・理解
<ul style="list-style-type: none"> 物・サービスの購入のあり方や、消費行動が社会・経済・環境に及ぼす影響について関心をもっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な事例を通して、主体的な消費行動や消費者市民としての行動について考え方判断することができる。消費行動と社会・経済・環境との関わりについて、日々の生活と関連させながら課題を見つけ解決の方向性を判断することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者市民としての行動について、さまざまな情報を収集しながら、消費行動について検証することができる。 問題商法などのトラブル解決に向けての方法を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約に関わる法制度や問題商法について、理解している。 問題商法の本質を知り、被害にあわないための考え方や行動、被害にあった場合の解決に向けた適切な対処法を身に付けている。 消費者市民社会、消費者市民としての行動などについて理解し、現代の消費生活の課題について理解している。

3. 題材の指導計画

消費行動を考える（全3時間）

第1時 若者によくある消費者被害「稼げないアルバイト」（本時）

第2時 消費者の権利と責任

適切な契約のための制度・法律

第3時 多様化する販売方法と問題商法
（以降3学期）
多様化する支払い方法

4. 本時の目標

- 契約に関する法制度を理解させる。 [知識・理解]
- 問題商法の本質を知り、被害にあわないための考え方・行動、被害にあった場合の解決に向けた適切な対処法を身に付けさせる。 [知識・理解]
- 物・サービスの購入のあり方や、消費行動が社会・経済・環境に及ぼす影響について関心をもたせる。 [関心・意欲・態度]
- 消費者市民社会、消費者市民や現代の消費生活の課題について理解させる。 [知識・理解]

5. 本時の展開

時間	生徒の学習活動	指導上の留意点	(評価規準)・(評価方法)	教材・教具
導入（15分）	<ul style="list-style-type: none"> ・教材③－1の「契約クイズ」で契約とは何かを知り、消費者の権利と義務について理解する。 ・本時のねらいを知る。 ・授業プリント^{※2 (P23)}の☆部分を記入する。 ・DVD（事例1）「マルチ商法」を視聴する。マルチ商法は、民法上「成年」になってすぐに狙われやすい問題商法の1つであることなどを確認する。 ・授業プリント^{※2 (P23)}の☆部分に、DVDを見てわかったことなどを書かせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約についての基本的な知識について認識させる。 ・グループごとに、クイズの答えが「○」、「×」と書かれたカラー用紙^{※1 (P24)}を掲げさせる。 ・本時のねらいを確認させる。 ・授業プリント^{※2 (P23)}に記入させることで、今の自分の知識等を認識させる。 ・法律による契約の取消権や問題商法などについて相談できる消費生活センターがあることなど、解決方法について理解させる。 ・食生活分野で学習した「表示義務」に関する知識や、「成年」、「親権」など民法の用語を復習し、今回の学習と関連づけることで、「自立した消費者」、「消費者市民」という概念を確立させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約に関する法制度を理解している。 〔知識・理解〕 〔学習状況の観察・定期考查・授業プリント^{※2 (P23)}〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書 ・カラー用紙^{※1 (P24)} ・教材③ ・授業プリント^{※2 (P23)}
展開（25分）	<ul style="list-style-type: none"> ・DVD（事例2）「アフィリエイト」を視聴する。 ・教材④の事例1、2を見る。 			

展開	<ul style="list-style-type: none"> ・自由に意見を出し合い、勧誘方法の特徴を授業プリント^{※2(P23)}①に書き出して共通点を探す。 ・「マルチ商法」、「内職商法」と区分されたホワイトボードに、グループごとに各商法の問題点を考え、授業プリント^{※2(P23)}①の語群の答えが書かれたB5用紙^{※3(P24)}を該当する区分に貼る。意見を共有し、問題点を確認する。 ・被害防止のために必要なこと(授業プリント^{※2(P23)}②、③)について、グループで話し合う。出てきた意見をA3用紙に大きく書き、一斉に掲げて全体で共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事例1、2について自由に意見を出させる。アルバイトの準備として多額の金銭負担があることに疑問をもたせ、生活への影響を認識させる。 ・手口が変わっても問題点が共通であることを気づかせるよう工夫し、商法の問題点ごとに「マルチ」、「内職」と書いたカラー用紙^{※1(P24)}をグループごとに掲げさせる。 ・被害にあわないとめに身に付けておきたい知識・考え方や被害にあったときの適切な対処法を理解させる。 ・続く時間に学習する具体的な内容について学習意欲をもたせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題商法の本質を知り、被害にあわないための考え方や行動、被害にあった場合の解決に向けた適切な対処法について理解している。 〔知識・理解〕 (学習状況の観察・授業プリント^{※2(P23)}、定期考查) ・教科書 ・カラー用紙^{※1(P24)} ・教材④ ・授業プリント^{※2(P23)} ・B5用紙^{※3(P24)} ・A3用紙 ・カラーペン
まとめ(10分)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約について正しく理解することが安全・安心な暮らしにつながることを認識する。 ・相談・情報提供することで社会へ影響をもたらすことを確認する。 ・次の時間に、多重債務、クーリング・オフなどの対処法について具体的に学習することを予告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループで書いたA3用紙をもとに、安全・安心に暮らすために必要な責任について認識させる。 ・制度・法律を知ることで自ら対処できることや、消費生活センターなどに相談・情報提供することで、自分の抱えた問題の解決にとどまらず、消費者被害の未然防止・拡大防止にもつながることを認識させる。 ・消費者市民として責任をもった行動をしていくためには、具体的にどのようなことを意識して学習するべきか、どのような知識が必要かなどを考えさせ、学習意欲を喚起する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・物・サービスの購入のあり方や、消費行動が社会・経済・環境に及ぼす影響について関心をもっている。 〔関心・意欲・態度〕 ・消費者市民社会、消費者市民としての行動や現代の消費生活の課題について理解している。 〔知識・理解〕 ・教科書 ・授業プリント^{※2(P23)} ・展開で記入したA3用紙 ・カラーペン(赤、青) ・消費者市民社会ポスター

6. その他

※2 授業プリント

【稼げないアルバイト】 2年 組 番 氏名

☆「問題商法」「悪質商法」(教p.162 ③・p.168④⑤⑥)の被害について、知っていることを書き出しましょう。

☆20歳が「問題商法」「悪質商法」に狙われやすいのはなぜでしょう。

① 左ページ「稼げないアルバイト」の事例を見て、それぞれの問題点をすべて読群から選び、書き出しましょう。

【事例1】 マルチ商法 (教p.163 ②)	【事例2】 内職商法 (アフィリエイト・ ドロップシッピング等)	
------------------------------	---	--

【説明】 ① 仕事が始まる前に支払いがあったり、支払いがあることを隠して契約させることで、簡単に稼げると思わせます。 ② 言われた（書いた）ことを安易に信頼させる。 ③ 友人をなくす場合がある。 ④ 知り合いから勧誘されるなど、取りづらい状況をつくる。 ⑤、安易に借金をさせる。 ⑥、被害者のつもりが加害者になっている場合がある

② これらアルバイトを続けていると、自分の生活にどのような影響が出てくるでしょうか。
考えて書きましょう。

③ マルチ商法、内職商法（アフィリエイト・ドロップシッピング等）でのトラブルについて
 (1) このようなトラブルにあわないようにするには、どういうことに気をつけなければいけませんか。
 (2) このようなトラブルにあってしまった場合、どういう行動をとればよいでしょうか。(p.164⑦ p.165⑧)

消費者市場社会とは
個々の消費者が、お互いの特性や多様性を尊重し、自らの消費行動が将来にわたって内外の社会、経済、環境に影響を及ぼしうることを自覚し、公正かつ持続可能な社会に主体的に参画する社会
(消費者教育推進法 2条2項)

→ わかりやすい、自分の言葉で説明するとどのような文になるか、考えてみましょう。

本時のねらい	自己評価
「契約」の意味を理解した	◎ ○ △ ×
【稼げないアルバイト】など、今、 <u>若い世代が狙われやすい「問題商法」</u> の実態を知った。	◎ ○ △ ×
問題商法によるトラブルを防ぐために気をつけるべき点について、自分の生活を意識しながら考えた。	◎ ○ △ ×
問題商法によるトラブルに、自分や家族・友人などが巻き込まれたときの対処法について、しっかりと考えた。	◎ ○ △ ×
自分だけでなく、「誰にとっても安心・安全な消費生活を送ることができる社会」を築くための行動、という視点を持ち、この授業に取り組んだ。	◎ ○ △ ×

2年 組 番 氏名

② 生徒の様子



③ 具体的な展開(工夫した点、アレンジした点)

- ①クイズを通して契約の法的効果について確認した（教材③－1）。グループごとに契約クイズの答えが「○」か「×」かを話し合い、「○」、「×」が記載されたカラー用紙^{*1}を掲げて答えさせ、「契約は口約束でも成立してしまうこと」や「法的責任がかかってくること」を確認した。深く考えずに「契約」してしまう危険な例として、スマートフォン（スマホ）などでアプリのダウンロードをした時、利用規約を読まずに「同意」することから起こる事例などについて話をしたが、これは経験のある生徒も多く、軽率な消費行動を反省する声も上がった。
- ②授業プリント^{*2(P23)}の☆部分で、知っている問題商法や20歳が狙われやすい理由を書かせた。「問題商法の被害者」といえば「高齢者」というイメージが強く、20歳も狙われやすいということは、生徒にはイメージしづらいようだった。しかし、家族法の学習などを思い出させ、婚姻年齢を例に出して法律は成年・未成年の線引きをしていることなどを話すと、少しずつ理解が進んだ様子がうかがえた。
- ③教材としてDVDを使用し、教材④を通して、「稼げないアルバイト」の身近な事例や課題、法律について学習した。DVDの視聴により、成年前後の若者の被害額を確認させ、この年代に被害が多いマルチ商法・モニター商法・内職商法の様子を見せ、さまざまな勧誘の手口や人間関係も含めて考えさせたうえで、グループワークに取り組ませた。
- ④授業プリント^{*2 (P23)}の①（「稼げないアルバイト」の問題点）に関しては、グループごとに各商法の問題点を考えさせ、「マルチ商法」、「内職商法」に区分したホワイトボードに、授業プリント^{*2 (P23)}①の語群の答えが書かれたB5用紙^{*3}を貼らせた。更に、被害にあった時の対処法についてグループで話し合い、出た意見をA3用紙に書かせ、掲げさせた。「いろいろな手口・手法があるから絶対的な答えはない。マルチ商法と内職商法だけが問題商法ではなく、さまざまな問題商法がある中でどういう状況で巻き込まれていくのか、その後どのような影響があるのかを考えるきっかけとしてほしい」と考え、消費者としての柔軟な思考力の育成をめざした。
- ⑤授業プリント^{*2 (P23)}の②（「稼げないアルバイト」を続けていることで出てくる生活への影響）は、次の時間に回収したものをこちらで読み上げる形で共有させた。①にもある、「友人を失うこと」、「自分も加害者になる可能性があること」、「借金を負うこと」だけでなく、友人や信用、お金や生活基盤を失うことで更なる影響があることまで考えられる生徒もいた。グループワーク後に、こちらから説明しておきたかった内容の多くを、「自分たちの言葉」という形で聞くことができたため、一方的に教師の説明として聞くよりも重みを持って理解してくれたように感じる。
- ⑥授業プリント^{*2 (P23)}の③（問題商法に巻き込まれないために必要なこと・巻き込まれたときにとるべき対処法）を、グループごとにA3用紙に大きく書かせた。このA3用紙を、次の時間に「消費者の権利と責任」の説明に入る前に黒板に貼らせ、モデル授業の内容の振り返りに用いた。A3用紙1枚に書かせることで、何度も出てきたキーワードをさっと書かせて共有し、復習するくらいのつもりであったが、短い授業の残り時間や休み時間に入つてからも、教科書で調べてまとめる熱心なグループもあった。

④ 配付資料・教材等

- ・「○」、「×」、「マルチ」、「内職」と記載したカラー用紙^{*1}
- ・授業プリント^{*2 (P23)}
- ・授業プリント^{*2 (P23)}①の語群の内容を記したB5用紙^{*3}
- ・DVD（「20歳も狙われている！」）
- ・消費者市民社会ポスター（大阪府消費生活センター作成のパネルをポスター化したもの）

5 評価のポイント

- ①契約・若者が狙われやすい問題商法・消費者市民としての行動などについて正確な知識を習得している。
- ②「稼げないアルバイト」の事例研究を通して、問題商法の本質を知り、被害にあわないための考え方・行動、被害にあった場合の解決に向けた適切な対処法を身に付けている。
- ③誰もが「安心・安全な消費生活」を送ることができる社会を築く「消費者市民」としての行動について認識し、表現できている。

6 学習の成果と課題

①学習の成果

最初は「問題商法は高齢者が巻き込まれるもの」、「がめつい人が飛びついて失敗するもの」、「契約は、大人がしている、複雑で遠い世界の話」という意識であった生徒が、下の「授業プリント※2(P23)自由記述欄より」にあるように、学習を通して、契約の重みや消費者としての自立の大切さを理解したことがうかがえた。

授業プリント※2(P23)自由記述欄より

- ・今、17歳で民法や親に守られているからといって、安心しきって変な契約をしたりしないようにしたいです。20歳になってからも、もし何かあったら消費生活センターが守ってくれるとか消費者契約法に頼ったりしないように、しっかりと自立したい。
- ・悪質商法などに気をつけて、もしひっかかりそうになった場合は消費生活センターに相談したいと思う。
- ・パソコンやスマホの「同意する」ボタンは警戒しながら文章をよく読んで考えたい。
- ・今、保護におかれていることがどんなに幸せなことか。
- ・20歳になった時から、自分の責任でしていくことの重大さが改めてわかった。大人になったつもりで行動することは本当に危ないことなどわかった。
- ・20歳は華やかなものだと思っていたけど怖いものだという印象に変わった。
- ・簡単に大金を稼げるのは、とてもうれしいことだが、簡単に大金を稼げることはないので、自分で苦労してお金を稼ごうと思った。
- ・思っていた年齢よりも私たちに近い年齢の人が狙われていると知り、驚いた。携帯のアプリなど、特に何も見ずに同意を押してしまうので、これからは利用規約を読むようにしようと思った。家族にも、しっかり話をしようと思う。
- ・詐欺にあわないようにするためにも、自分の意志をしっかりとたないといけない。疑いの目ばかりで嫌になるかもしれないけれど、詐欺をする人がいる以上、疑い続けるといけないことがつらい。



●生徒記入の授業プリント※2(P23一部加工)

<p>【稼げないアルバイト】 _____年 _____組 _____番 氏名 _____</p> <p>☆「問題商法」「悪質商法」(教 p.162 ③・p.163④⑤⑥) の被害について、知っていることを書き出しましょう。</p> <p>消費者センターに相談、報告できます。</p> <p>19歳以下は民法で守られています。 買い物をするのに、親の許可がいらなくなるから。</p> <p>左ページ「稼げないアルバイト」の事例を見て、それぞれの問題点をすべて語群から選び、書き出しましょう。</p> <p>こういったものに陥っていないなど、こういったことを知つておき。</p> <p>【事例1】マルチ商法 (教p.163 ⑤) アイウエ オカキ</p> <p>【事例2】内職商法 (アフィリエイト・ドロップシッピング等) クウア キイエ</p> <p>【語群】 ア、仕事が始まる前に支払いがあったり、支払いがあることを隠して契約させる イ、簡単に稼げると思わせる ウ、言われた（書かれた）ことを安易に信用させる エ、じくみがよくわからないまま契約させる オ、友人をなくす場合がある カ、知り合いから勧誘されるなど、断りづらい状況をつくる キ、安易に借金させる ク、被害者のつもりが加害者になっている場合がある</p>	<p>これらのアルバイトを続いていると、自分の生活にどのような影響が出てくるでしょうか。考えて書きましょう。</p> <p>借金に苦しむ。 借金があるから働きなければならぬ。 → 過べない。 周りの人にも迷惑をかけてしまう。友人をなくす。 信頼を。</p> <p>(1) このようなトラブルにあわないようにするには、どういうことに気をつけなければいけませんか？</p> <p>簡単に契約しない。あやしかったら断る。 先輩や友人でも断る勇気をもつ。</p> <p>(2) このようなトラブルにあってしまった場合、どういう行動をとればよいでしょうか。 (p.164⑦ p.165⑨)</p> <p>すぐに消費生活センターや周りの人に相談する。</p> <p>消費者市民社会とは 個々の消費者が、お互いの特性や多様性を尊重し、自らの消費行動が将来にわたって内外の社会、経済、環境に影響を及ぼしうることを自覚し、公正かつ持続可能な社会に主体的に参画する社会 (消費者教育推進法 2条2項)</p> <p>→ わかりやすい、自分の言葉で説明するとどのような文になるか、考えてみましょう。</p>
--	--

②課題

アンケートの回答を見ていて、多くの問い合わせ「だいたいわかった」を選ぶ生徒が多いことが気にかかる。授業プリント※2(P23)などからも、「なんとなくわかった」、「状況は理解した」、でも、やはり、「実際にそういう場面で自分が巻き込まれそうになった時」については、具体的にイメージしきれなかったり、うまくやっていく自信がなかったりする様子がうかがえる。自分や身近な人が巻き込まれた経験、巻き込まれかけた経験をもつ生徒の中には、そのことに触れている者もあったが、そういった生徒の書く具体的な状況、感じた怖さを読みながら、その思いをもっと共有できる時間をとる形で授業できれば、もっと違ってくるのかとも思う。また、3学期に消費者教育に関する授業が残っているので、この時間に紹介して検討させることなどを考えたい。

ワークショップ形式で意見を話し合いながら取り組むことで、より考え方や行動も具体的になっていくことを手ごたえとして感じたが、グループワークに一定の時間を要し、知識として習得させねばならないことも多いので、時間の配分には例年悩まされる。必要な知識を身に付けさせながら、こういったグループワークの機会も適宜もたらせ、より実践的な態度を身に付けさせていくようなカリキュラムを、今後も考えていく必要性がある。

7 アンケートの回答(対象者：本授業を受けた生徒)、生徒から出た意見や反応など

①アンケートのおもな質問

- ・おこづかいやお年玉以外で収入を得たことがありますか。あれば☑をしてください。

<input type="checkbox"/> 店舗などのアルバイト	<input type="checkbox"/> アフィリエイトやドロップシッピング
<input type="checkbox"/> おこづかいサイト	<input type="checkbox"/> その他 (具体的に)
- ・「簡単にもうかる」、「誰でも稼げる」などの誘い文句があると、やってみようと思いますか？

<input type="checkbox"/> やってみようと思う	<input type="checkbox"/> やってみようと思わない
------------------------------------	--------------------------------------
- ・インターネット上で契約をしたことがありますか。あれば☑をしてください。

<input type="checkbox"/> ショッピング	<input type="checkbox"/> ゲームで課金
<input type="checkbox"/> SNS登録	<input type="checkbox"/> その他 ()

②アンケート的回答

- おこづかいやお年玉以外で収入を得たことがある生徒は59%で、そのうち、店舗などでアルバイトをしている生徒は87%だった。店舗などではアルバイトをしていないが、おこづかいサイトやフリマアプリなどを利用している生徒が3名いた。
- 「簡単にもうかる」、「誰でも稼げる」などの誘い文句に対しては、「やってみようと思う」と答えた生徒は18%、「やってみようと思わない」と答えた生徒は82%であった。「やってみようと思う」の理由として、「お金が欲しいから」、「楽だから」、「甘い言葉に乗ってしまうから」などと答えており、「やってみようと思う」と答えた43%の生徒が「楽して稼ぎたい」と思っていることがわかった。「やってみようと思わない」と答えた多くの生徒が、「あやしい」、「信用できない」と答えており、「お金はそんなに簡単に手に入れるものではないと思う」、「本当に安心安全に誰でも簡単にもうかることができるなら、みんなしんどい中、仕事をしなくてもよいはず」と理由にあげていた。
- インターネット上での契約で、「オークション・アフィリエイト」の経験があると答えた生徒は3名で、クラス全体の1%に満たなかった。大半の生徒が「ショッピング」、「ゲームで課金」、「SNS登録」といった複数の契約の経験があるが、21%の生徒が「インターネット上での契約をしたことがない」と答えている。

⑧本教材を活用した授業を終えて(活用してよかったです点、生徒の様子など)

例年、消費者教育の学習は「一年間、衣食住生活について学んだ中で、自分の生活だけでなく、世の中の誰もが、また今後生まれてくる人たちのことも考えて、自分の消費生活を考えていってほしい」という、まとめのメッセージを込めて、学年の最後に行ってきた。今年度はこのモデル授業を他の消費者教育に関する分野とは連動せず、この時期に独立して実施したため、今の段階でどれほど意識を高めてくれるのか、不安ながら実施した。

モデル授業だけで、生徒の「消費者市民」としての行動が変わったのか、また将来、消費生活を送る中で、トラブルの未然防止や拡大防止に生かしていくのかは、残念ながら今の段階ではわからない。だが、多くの授業プリント^{※2(P23)}の自由記述欄から、今まで意識していなかったことに目に向けるようになったと感じるので、今後の人生に生かしていくと信じたい。モデル授業後、衣生活の学習の続きに戻り、衣生活における環境問題や、商業洗濯におけるトラブルなどの話が出てくる中で、衣生活の授業プリントの記述を見ると、例年よりも「消費者市民」としての視点をもちながら、自分の行動・生活を省みることができている様子もうかがえ、むしろ早い時期に意識させることの効果も感じられた。それらの状況を踏まえて、単に「衣食住」などの知識・技術を身に付けるだけでなく、「消費者市民」としての視点をしっかりともたせたうえで知識・技術を身に付け、考えさせ、表現させていくためにいつどのように学習すれば効果的なのか、再度、検討したい。生徒たちが書いた「問題商法の未然防止・拡大防止策」を掲示板に貼り出した。他学年の生徒も前を通るときに声に出して読み上げていくなど、活用した学年以外にも、関心をもつた様子が見られ、こういった意識が全体に浸透していくくればと願っている。



大阪府消費生活センターよりひとこと

モデル授業の導入部分で、教材③で参考として紹介している「契約クイズ」を有効に活用しながら授業を開いていただきました。また、グループワークを駆使することにより、生徒の理解が深められ、生徒が消費生活のさまざまなシーンにまで思いを巡らせることができたことを確認でき、モデル授業を通して、生徒が身に付けた「消費者市民」の視点が他の題材にも好影響を及ぼすことを改めて認識できました。

IV

4. 情報とメディア ~情報リテラシー~

教材⑧ ネットショッピングと電子マネー

指導ガイド P24,25

教材 P26

ワークシート 8 (P8)

学校名：大阪府立茨木西高等学校

教科：家庭科

教諭名：西田 恵理

1 モデル授業実施計画

1. 本時の題材について

近年、多くの高校生は、スマートフォンをもち、インターネットを利用してショッピングやオンラインゲームのアイテム購入等を行っている。支払い方法も電子マネーを利用することが多いくなっている。そのため、消費者としてインターネットに関する正しい知識やトラブルを未然に防ぐ能力を身に付ける必要性がある。本時の題材を通して、インターネットでの消費者問題の事例を知り、考えることにより、インターネット取引や電子決済について生徒に興味関心をもたせ、意欲的に取り組ませることができる。また、消費生活の現状と課題、消費者問題における消費者の権利や消費者支援にも関心をもたせ、自立した消費者として行動できる消費者市民をめざして、トラブルの未然防止・拡大防止のためにできることを主体的に考えさせる。

2. 題材の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技 能	知識・理解
<ul style="list-style-type: none"> 消費生活の現状と課題、消費者問題や消費者支援などについて関心を持ち、自立した消費者として考え、行動しようとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> インターネット上の消費者トラブルの被害防止や拡大防止について、具体的な事例を通して考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> インターネット上の消費者問題に関する情報を収集・整理することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> インターネット取引の基礎知識と情報を読み解く力を身に付けている。 消費者トラブルの多いインターネット取引による問題点に気づき、安全に利用するための注意点を理解している。 電子決済利用の際の注意点を理解している。

3. 題材の指導計画

生活の自立及び消費と環境「消費行動を考える」(全6時間)

- | | |
|-----|----------------------|
| 第1時 | 主体的な消費者の行動と契約 |
| 第2時 | 多様化する販売方法とクレジットカード |
| 第3時 | 消費者問題を知ろう |
| 第4時 | ネットショッピングと電子マネー (本時) |
| 第5時 | 消費者の権利と責任 |
| 第6時 | 循環型社会を目指して |

4. 本時の目標

○インターネット取引の基礎知識と情報を読み解く力を身に付けさせる。

[知識・理解]

○消費者トラブルの多いインターネット取引による問題点に気づき、安全に利用するための注意点を理解させ、トラブルを未然に防ぐ能力を身に付けさせる。

[知識・理解]

○電子決済利用の際の注意点を理解させる。

[知識・理解]

○消費生活の現状と課題、消費者問題や消費者支援などについて関心をもち、自立した消費者として考えさせる。

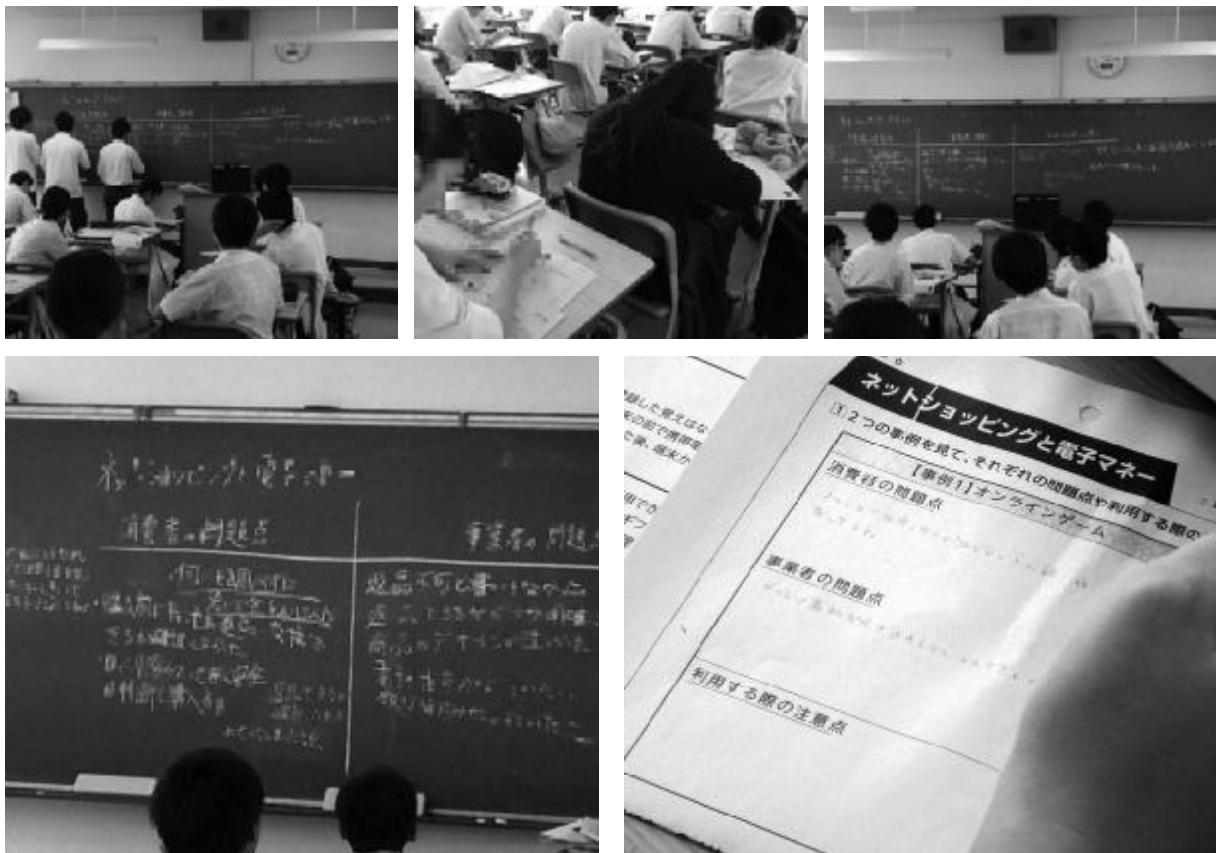
[関心・意欲・態度]

5. 本時の展開

時間	生徒の学習活動	指導上の留意点	(評価規準)・(評価方法)	教材・教具
導入(5分)	<ul style="list-style-type: none"> ・本時のテーマと学習の目的を知る。 ・インターネットの利用状況について考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本時のテーマ及び目的をパワーポイント^(P32)で提示し、説明することで、目的を明確にし、学習成果を高める。 ・高校生のインターネット利用状況を互いに確認させる。 		・パワーポイント ^(P32)
展開1(10分)	<ul style="list-style-type: none"> ・DVD[事例1]「ワンクリック請求(4分)」を視聴する。 ・教材⑧事例1「オンラインゲーム」を読み、問題のあるところに赤線を引く。 ・教材⑧事例1の「ひとつことアドバイス」を読み、参考と思うところに赤線を引く。 ・パワーポイント^(P32)のクイズを見て考え、問題点、注意点の理解を確認し、ワークシート①に記入する。 ・パワーポイント^(P32)を見て、再確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題点や注意点などに注目させる。 ・赤線を引く数を指定して、赤線を引くことができているか机間巡回する。生徒の様子を見て声掛けをし、前向きに取り組ませる。 ・ワークシート①に空欄がないように各項目に1つ以上記入させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット取引の基礎知識と情報を読み解く力を身に付けている。 〔知識・理解〕 (ワークシート) ・消費者トラブルの多いインターネット取引による問題点に気づき、安全に利用するための注意点を理解している。トラブルを未然に防ぐ能力を身に付けている。 〔知識・理解〕 (ワークシート) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート ・教材⑧ ・パワーポイント^(P32) ・DVD
展開2(15分)	・DVD[事例2]「ネットショッピング(4分)」を視聴する。	・問題点や注意点などに注目させる。		

展開2	<ul style="list-style-type: none"> 教材⑧事例2「ネット通販詐欺」とその「ひとことアドバイス」を読み、問題のあるところ、参考と思うところに赤線を引く。 ワークシート①をペアワークで行い、どちらか1人が黒板に書く。 黒板に書かれた他者の考えを読んで、問題点・注意点に気づき、理解を深める。 パワーポイント^(P32)を見て再確認する。 ワークシート各項目に1つ以上記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 赤線を引く数を指定して、赤線を引くことができているか机間巡回する。生徒の様子を見て声掛けをし、前向きに取り組ませる。 ペアワークは机の列ごとに「消費者の問題点」、「事業者の問題点」、「利用する際の注意点」を課題として指定をさせる。 隣の席の生徒とのペアワークとする。 黒板に注目させ、考えさせる。 パワーポイント^(P32)を提示し、確認させる。 ワークシートに空欄がないように各項目に1つ以上記入させる。 		<ul style="list-style-type: none"> ワークシート 教材⑧ パワーポイント^(P32) DVD
展開3（10分）	<ul style="list-style-type: none"> 教材⑧事例3「電子マネー」を読み、問題のあるところに赤線を引く。 教材⑧事例3「ひとことアドバイス」を読む。 ワークシート②「メリット」、「デメリット」、「利用する際の注意点」を書く。 パワーポイント^(P32)で確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 赤線を引く数を指定して、赤線を引くことができているか机間巡回する。生徒の様子を見て声掛けをし、前向きに取り組ませる。 電子マネーについて説明する。 ワークシート②「メリット」、「デメリット」、「利用する際の注意点」を発表させ、パワーポイント^(P32)を利用し確認させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 電子決済利用の際の注意点を理解している。 〔知識・理解〕 (ワークシート) 	<ul style="list-style-type: none"> ワークシート 教材⑧ パワーポイント^(P32)
展開4（5分）	<ul style="list-style-type: none"> ワークシート③について考え、各自記述する。 発表し、他者の気づきを共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒が考えたことを数人に発表させ、周囲の人のために自分ができることがあると気づかせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活の現状と課題、消費者問題や消費者支援などについて関心をもち、自立した消費者として考えている。 〔関心・意欲・態度〕 (ワークシート) 	<ul style="list-style-type: none"> ワークシート 教材⑧ パワーポイント^(P32)
まとめ（5分）	<ul style="list-style-type: none"> 感想、考察を記述する。 	<ul style="list-style-type: none"> 振り返りとして、感想、考察をしっかりと書き、自分自身で考える力を定着させる。 		<ul style="list-style-type: none"> ワークシート パワーポイント^(P32)

② 生徒の様子



③ 具体的な展開(工夫した点、アレンジした点)

- ①教材⑧「ネットショッピングと電子マネー」を利用し、事例の問題点に1か所、「ひとことアドバイス」の参考と思われるポイント3か所に赤で下線を引かせ、消費者トラブルに関する知識や考え方、実践的な態度などに生徒が自分自身で気づき、考えることができるように取り組んだ。
- ②ワークシートの解答例（ワーク⑧（P8））にもとづき、パワーポイント（P32）を作成した。授業の進行や学習内容、指示事項などが理解できるように意識して展開した。
- ③アクティブラーニングを念頭に置き、生徒が主体的に考え、学びを深めることができるように、クイズで問題点・注意点について理解しているのかを確認し、ペアワークを行った。生徒による板書や意見発表を通して考えさせ、他者と気づきを共有し、インターネット利用に関する相談事例について、「消費者としての問題点」や「事業者の問題点」、「利用する際の注意点」を主体的に考え、トラブルを未然に防ぐことができる自立した消費者となることの必要性を認識させるように取り組んだ。
- ④消費者トラブル事例の理解を深めるため、4分程度のDVDを2事例視聴させた。

④ 配付資料・教材等

- 消費者トラブル被害防止DVD
「インターネットはいろいろなトラブルともつながっている」（大阪府消費生活センター）

・パワーポイント

① ネットショッピングと電子マネー

目標
・消費者を取り巻くインターネット上の様々なトラブルを知る。
・問題点に気づき、トラブルを未然に防ぐ能力を身につける。

② インターネット

① 利用していますか？
② オンラインゲーム
③ ショッピング

*トラブルの経験はありますか？

③ DVD視聴から理解しよう

・ワンクリック請求



④ 教材⑧「事例1オンラインゲーム」

① 事例を読もう！
② 問題のあるところを考え、赤線を引こう！
③ ひとことアドバイスを読もう！

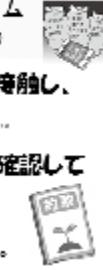
➡ 問題点、注意点をクイズで考えよう

⑤ 事例1. オンラインゲーム 消費者の問題点を考えるクイズ

① ネット上で知らない人と接触し、その人を簡単に信用してしまった？
② 紹介されたサイトをよく確認しなくてよい？
③ 規約は字が細かくて難しいので読みなくても良い？

⑥ 事例1. オンラインゲーム 消費者の問題点(例)

① ネット上で知らない人と接触し、その人を簡単に信用した。
② 紹介されたサイトをよく確認していないかった。
③ 規約を読んでいなかった。



⑦ 事例1. オンラインゲーム 事業者の問題点を考えるクイズ

① (a. 有料・b. 無料)
であることを分かり易く表示していない?
② 紹介した人は、(a. 信用しても良い人・b. サクラ)で、架空請求サイト?
③ 1日で(a. 8万円・b. 1円)は、高額すぎる。



⑧ 事例1. オンラインゲーム 事業者の問題点(例)

① 有料
であることを分かり易く表示していない
② 紹介した人は、b. サクラで、架空請求サイト?
③ 1日で、a. 8万円は、高額すぎる。

⑨ 事例1. オンラインゲーム 利用する際の注意点

① 高額か有料かなど規約を確認する。
② ネット上で知らない人と接触しない。
③ ネット上で知り合った人を簡単に信用しない。
④ ID・パスワードを絶対に教えない。
⑤ 高額請求されたら、サイトや事業者に連絡、支払しないで消費生活センターに連絡する。

⑩ DVD視聴から理解しよう

・ネットショッピング




⑪ 教材⑧「事例2. ネットショッピング」

① 事例を読もう！
② 問題のあるところを考え、赤線を引こう！
③ ひとことアドバイスを読もう！

➡ 問題点、注意点をペアワークで考えよう

⑫ 事例2. ネットショッピング 消費者の問題点は？

① ワークシートに1つ記入しよう。
② 様の人と見せ合い、話し合おう。
③ 問題点は？→黒板に注目。

⑬ 事例2. ネットショッピング 消費者の問題点(例)

① サイトの評判を調べていなかった。
② 安すぎることを不審に思わなかった。
③ よく、考えず、すぐにお金を振り込んだ。
④ 返品について確認していなかった。

⑭ 事例2. ネットショッピング 事業者の問題点

① ニセモノを販売している。
② 連絡先に電話番号や住所などの記載がない。
③ 受注したものを持っていない。



⑮ 事例2. ネットショッピング 利用する際の注意点(例)

① 買う前にサイトが正規サイトかどうかを確認する。
② 安すぎる場合は注意する。
③ 支払方法にクレジットカードが使えず、個人名義の銀行振り込みしかない場合はやめておく。
④ 返品についての記載を確認する。
⑤ 商品発送、サイト事業者と連絡が取れない場合は、消費生活センターに相談する。



⑯ 教材⑥「事例3. 電子マネー」

<代金の支払いに使えるカード>

前払い: プリペイドカード
カード型電子マネー

即時払い: テビットカード

後払い: クレジットカード

⑰ 「電子マネー」(例)

<代金の支払いに使えるカード>

プリペイド: ICoca(JR)
WAON(イオン)
nanaco(セブンイレブン他)
ポストペイ: PiTaPa(関西私鉄)

⑱ 教材⑥「事例3. 電子マネー」

①事例を読もう！
②問題のあるところを考え、赤線を引こう！
③ひとことアドバイスを読もう！
▶ネットショッピングをするときに注意すべき点は？

⑲ 教材⑥「事例3. 電子マネー」(例)

<ネット>
手持ちの現金不要
欲しいものをいつでもどこでも買える
財布がかさばらない

<ネット>
いくら使ったか分からず、返済が困難、記名式
ではないのでチャージした本人以外でも使える

⑳ 「電子マネー」(トラブル例)

例・ピットキャッシュ…コンビニで買えて、簡単に使える
プリペイド式の電子マネー

【事例】
会員登録を済ました後サイトでピットキャッシュの情報を登録された。
手口決済画面を開いた後サイトにひらがなのみ入力させ、横浜を新規登録する
対象一ピットキャッシュがひらがな入力で入力欄に入力しない。

㉑ 教材⑥「事例3. 電子マネー」
注意点

注意したら良い点は何だろう？

☆使った金額を把握する
☆ID・パスワードを適切に管理するなど

㉒ 考えてみよう！

周囲の人々がオンラインゲームやネットショッピングでのトラブルにあわないと
ために、自分にできることは何だろう？

トラブルの未然防止・拡大防止
のためにできることは？

㉓ ネットショッピング
と電子マネー

・インターネット上の様々な
トラブルを知ることができましたか？
・問題点に気づくことができましたか？
・トラブルを未然に防ぐ能力が
身につきましたか？



5 評価のポイント

- ①消費生活の現状と課題、消費者問題や消費者支援などについて関心を持ち、自立した消費者として考え、ワークシートに記入している。
- ②教材⑥の事例、その「ひとことアドバイス」を通してネットショッピングと電子マネーについて知り、自立した消費者として被害防止について考え、赤線を引いてまとめたり、考えたりしている。

6 学習の成果と課題

①学習の成果

教材⑥の「事例1・2」とその「ひとことアドバイス」を活用して、ワークシート①の消費者側・事業者側双方の問題点を考えることで、商品・サービスの種類や販売形態、アプローチ方法などが変化しても問題点に気づきトラブルを未然に防ぐことができる生徒の能力を向上させることができた。インターネット上の情報を批判的に見て、その信用性を判断する（クリティカルシンキング）力の育成をも行うことができた。更には、トラブルの未然防止・拡大防止のためにできることを考えさせ、自分だけではなく、消費者市民として周囲の人の被害の未然防止・拡大防止のための行動をとることが必要であることを認識させることもできた。

ワークシート記述より

(③「周囲の人がオンラインゲームやネットショッピングでのトラブルにあわないために、自分にできることは何だろう?」の生徒の回答より)

- もし、友達がトラブルにあいそうな場合は、言ってあげて、トラブルに巻き込まれないようにする。
- 消費生活センターに連絡する。
- こういう詐欺があると呼びかける。
- 注意を呼びかけたり、ネットの正しい使い方を理解してもらう。
- トラブルにならないように、注意したりアドバイスしたりする。
- 友達の相談に乗ってあげる。
- ネットの話をする時には、色々なトラブルがあるという話題をもちかけてみる。
- 自分がおかしいなと思ったサイトを友達に「これはあまりよくないよ」と教えてあげる。
- 安い気持ちでサイトをクリックしないように伝える。
- どんなサイトでも、まず安全か確認することを伝える。
- ネット上で知り合った人をすぐに信用しないと言う。
- ネット上の知り合いや、不審なサイトを信用しすぎていないか呼びかける。
- 周りの人が、そういうことで悩んでいないか注意する。
- 自分の知っている情報を教えてあげる。

生徒記入のワークシート

ネットショッピングと電子マネー 年 級 楽 ()	
①2つの事例を見て、それぞれの問題点や利用する際の注意点を考えてみよう。	
【事例1】オンラインゲーム	【事例2】ネット通販詐欺
消費者の問題点	消費者の問題点
・確認をきちんとしてない ・規約を読んでいない。	・確認をきちんとしていない。 ・事前に調べてない。
事業者の問題点	事業者の問題点
・無料サイトだと思われる。 ・やらせでやっている。 ・1日でも8万円は高すぎる。	・記載すべきものを記載していない。 ・ニセモノの販売。
利用する際の注意点	利用する際の注意点
・確認する。 ・知らない人と接触しない。 ・消費生活センターに連絡する。	・返品・返金の確認をすること。 ・ワーリング・オフ制度がないといふことを把握しておく。
②電子マネーのメリット・デメリットを考えてみよう。	
メリット	デメリット
・支払う時に楽。 ・誰でも持てる。 ・財布がかさばらない。	・目に見えないお金なので、お金を使いすぎてしまいリスクがある。 ・誰でも持つことができる。 ・金額の取扱しが大変困難
利用する際の注意点	
・チャージするときに、金額の確認をし、紛失しないように気をつける。 ・消費生活センターに連絡する。 ・ID・パスワードを適切に管理する。	
③周囲の人がオンラインゲームやネットショッピングでのトラブルにあわないために、自分にできることは何だろう？	
<p>このような状況を大体にし、資料などを読むというのをおこならないようにする。そして、電子マネーのメリット・デメリットを把握したうえで利用しようと思う。それから友だちなどに伝えてしまいたい。</p> <p>オンラインゲームやネットショッピング、両方に関わるのは、個人情報だと思います。自分のことは自分で守れる人になればと思う。</p> <p>①電子マネーは誰でも使用できるといふのははじめて知った。 ②いつもより分かりやすい教材でとりあえずすみました。</p>	



ネットショッピングと電子マネー 年 級 楽 ()	
①2つの事例を見て、それぞれの問題点や利用する際の注意点を考えてみよう。	
【事例1】オンラインゲーム	【事例2】ネット通販詐欺
消費者の問題点	消費者の問題点
規約を読んでないやつた。	注文する前に商品できるか確認していないやつた。 何も調べずに急いでお金を振り込んだ。
事業者の問題点	事業者の問題点
有料であることをわかりやすく表示していない。	商品不可と書いていないやつた。 電話番号が載っていないやつた。
利用する際の注意点	利用する際の注意点
無料か有料かなど、確認する。 ID・パスワードを絶対に教えない。	商品がニセモノかどうか確認する。 返品できるか確認する。
②電子マネーのメリット・デメリットを考えてみよう。	
メリット	デメリット
手数料の現金不要。 欲しいものをいつでもどこでも買える。 財布がいさばらない。	いくら使ったのがわからない。 返済が困難。 記名式ではないので、チャージした本人以外でも使える。
利用する際の注意点	
使いすぎない。ID・パスワードを適切に管理する。 落とさない。	
③周囲の人がオンラインゲームやネットショッピングでのトラブルにあわないために、自分にできることは何だろう？	
<p>すぐにお金をねったりせず、返品できるのがちゃんとしたサイトなのか考えて使わないといけない。</p> <p>もし友達が会うやつな場合は言ってあげて、トラブルに巻き込まれないようにする。</p> <p>①電子マネーでもメリット・デメリットがあるけれど気をつけなければならぬと思った。</p> <p>②わかりやすくてよかった。読んでリアルに感じることができました。</p>	

**②課題**

ペアワークを取り入れ、生徒による板書や発表を実施させてるので一定の時間が必要であるとともに、生徒やクラスの雰囲気によって取り組みに対する意識に差が出るため、教師側が工夫する必要がある。効果的な学習活動になるように、生徒の動きをつかみ声掛けをするなどスムーズな授業の進行を意識し、指示を出さなければならない。

7 アンケートの回答(対象者：本授業を受けた生徒)、生徒から出た意見や反応など

①アンケートのおもな質問

- ・インターネット上で契約をしたことがありますか。あれば☑をしてください。
ショッピング ゲームで課金 オークション・アフィリエイト SNS登録
- ・上記で☑をした人にお聞きします。なぜその契約をしようと思いましたか?
インターネット以外で買えない（できない）から 広告を見て興味をもったから
- ・現金以外の決済（支払い）を使ったことがありますか。あれば☑をしてください。
PiTaPa ICOCA nanaco WAON Edy
デビットカード モバイル決済

②アンケートの回答

- ・経験のあるインターネット上の契約は、「ショッピング」が72%と最も多く、次いで「SNS登録」が58%であった。「契約をしたことがある」と答えた生徒のうち、62%が「ネット以外で買えないから」とあり、その他の理由として「便利だから」、「ネットの方が安い」などの回答があった。
- ・現金以外の決済を使ったことがある生徒は58%で、使ったことがある生徒の90%がPiTaPaやnanacoなどの電子マネーであった。1名だがクレジットカードで決済している生徒もいた。

③生徒から出た意見や反応など

- ・ネットは、思っていたより複雑で怖いものなんだと知って、気をつけようと思った。
- ・ネットショッピングをよくするので、返品確認や電話番号の確認をちゃんとしようと思った。
- ・ネット上の問題は、とにかく規約をしっかりと確認しないといけない事を学んだ。焦らず、よく考えて行動して楽しいインターネットの使い方をしようと思った。
- ・電子マネーは、とても便利だけどデメリットも多い。自分の生活にとってとてもいい勉強になった。教材がわかりやすかった。パワーポイントも良かった。
- ・今回の授業で、オンラインゲームやネットショッピングのトラブルにあわないようにするために知識が身に付きました。それぞれの問題点をわかりやすく押させていた。
- ・実際にあった事例を使っているのでイメージしやすかった。
- ・この授業を受けて、もっと詐欺には気を付けようと思った。
- ・自分は大丈夫と思っていても、一度周りの人に相談した方がいいということがわかった。
- ・消費生活センターに何かあったら相談するということをしっかり勉強できた。
- ・知らないことや注意することがこんなにたくさんあるんだなと思った。

8 本教材を活用した授業を終えて(活用してよかった点、生徒の様子など)

「ネットショッピングと電子マネー」は、生徒にとって身近なテーマであり、本教材の事例や「ひとことアドバイス」もわかりやすく、前向きにしっかりと授業に取り組むことができ、情報社会の特質や情報を適切に利用する習慣を身に付けることができた。ワークシートと教材をそのまま授業のプリントとして使用することができ、指導ガイド、ワークシート解答例を活用して、授業の構成や指導内容を効率的に考え、授業を実施することができた。ワークシートの記述についても生徒が主体的に問題を発見するなど意欲的に考え、記入することができた。本授業を実施することで、トラブルの予防法や対処法、トラブル拡大防止策を考えることができる、自立した消費者として高校生を育成するための第一歩を踏み出した。

大阪府消費生活センターよりひとこと

モデル授業の実施にあたり、独自にパワーポイントを作成され、生徒の集中力を高めるとともに、理解力の向上につながったものと思います。また、DVD映像を活用することにより、生徒の関心を深め、多くの情報を伝えることができたと思います。事例に下線を引かせたり、ペアワークを採用することにより、生徒がより主体的・能動的に学習するための工夫がされていると感じました。

V**5. 消費者市民社会の構築～持続可能な消費の実践～****教材⑪ 消費者市民社会ってな～に？**

指導ガイド P30,31

教材 P32,33

ワークシート **11** (P11)

学校名：大阪府立枚方津田高等学校

教科：公民科

教諭名：南野 寛太郎

1 モデル授業実施計画**1. 本時の題材について**

「経済」の単元においては、市場経済の基本的な考え方や生産・金融のしくみなど、経済活動の意義を理解させることができることが中心で、市場経済における消費行動の判断基準は、「消費者市民社会」における消費行動の判断基準とは異なっている。生徒たちの日常の消費行動を例にし、経済と実際に消費者市民がとる基準は異なることを理解させる。「消費者市民社会」の単元は、現代社会におけるさまざまな社会問題を改善することができることを伝えるものである。

特に「経済」の単元の授業では「消費」、「適正」、「フェアトレード」など、経験や知識がないと理解しにくい用語が出てくる。経済の実態を実感するような経験がほとんどない生徒にそれらの用語の意味を理解させ、それらの用語が使用される世界やそのしくみを理解させる。

2. 題材の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	資料活用の技能	知識・理解
<ul style="list-style-type: none"> ・経済活動に関心をもち、それを意欲的に追求し、経済について理解しようとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会における消費行動の役割と社会的責任、社会生活における消費者市民としての役割を考察し、消費行動についてさまざまな立場から判断している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フェアトレード商品、グリーンコンシューマー、3Rなどの資料を活用し、消費行動にはどのような役割があるか追求し、考察した過程や結果をまとめることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済の基本的な考え方について理解している。 ・消費者市民社会では、どのような基準があるかを理解し、消費者市民としての行動が世界に与える影響を理解している。

3. 題材の指導計画

現代の経済社会 現代の経済社会と国民生活（全5時間）

第1時 経済主体

第2時 経済社会の変容

第3時 市場のしくみ

第4時 消費者市民社会（本時）

第5時 消費者主権

4. 本時の目標

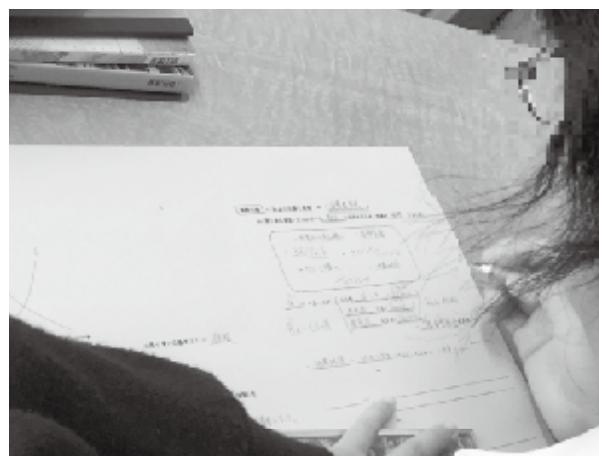
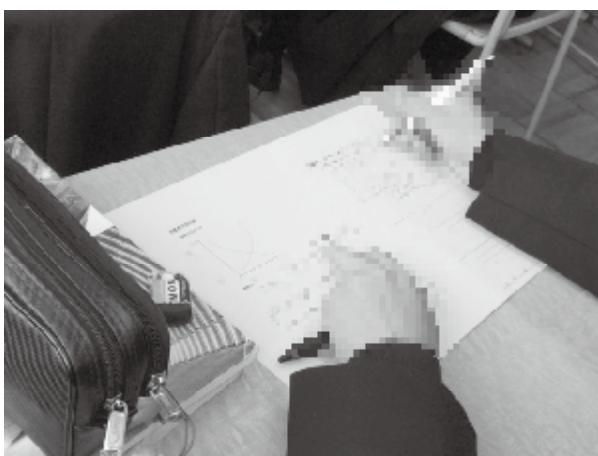
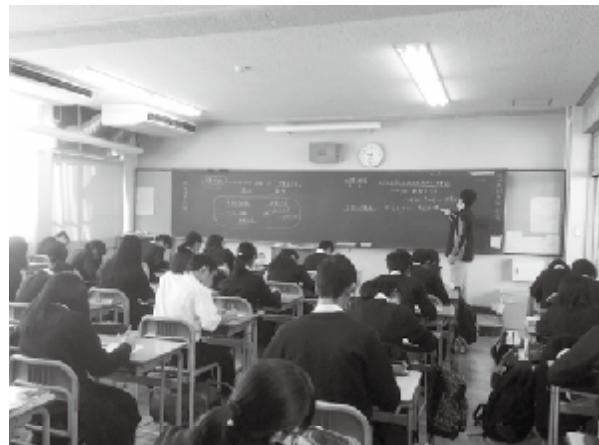
- 「価格の決まり方」や「市場経済での消費の基準は価格であること」を確認させる。 [知識・理解]
- 買物の基準や社会における消費行動の役割と社会的責任について考察させ、さまざまな消費行動があることを理解させる。 [思考・判断・表現] [知識・理解]
- 消費者市民社会では、どのような基準があるかを理解させ、消費者市民としての行動が世界に与える影響を理解させる。 [知識・理解]

5. 本時の展開

時間	生徒の学習活動	指導上の留意点	(評価規準)・(評価方法)	教材・教具
導入(10分)	<ul style="list-style-type: none"> ・前時に学習した価格の決まり方(価格はどのようにして決まったか)を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済では価格は需要と供給の関係によって決まるということが理解できているか確認する。 ・市場経済での消費の基準は価格であることを理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「価格の決まり方」や「市場経済での消費の基準は価格であること」を確認している。 [知識・理解] 	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書 ・授業プリント^(P40) (需要供給曲線)
展開(30分)	<ul style="list-style-type: none"> ・商品を選ぶ際の基準を考える。 ・自らの消費行動について考える。 ・実際にさまざまな教員や級友が商品を販売していると想定し、自分の買物の基準について発表する。 ・現代社会での消費者の傾向を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商品を選ぶ際の基準を考えさせる。 ・さまざまな性格の教員や級友が商品を販売していると仮定し、具体的な商品の例をあげ、どのような店に購入にいくか考えさせる。 ・買物の基準について考えさせ、発表させる。 ・さまざまな基準があることを理解させる。 ・消費者主権を理解させる。 ・消費生活を送るうえで知っておくべき対策(クーリング・オフ、製造物責任法)について、具体的な事例をもとに伝え、理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・買物の基準や社会における消費行動の役割と社会的責任について考察し、さまざまな消費行動があることを理解している。 [思考・判断・表現] [知識・理解] (学習状況の観察) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書 ・資料集 ・授業プリント^(P40) ・こんにゃくゼリー

まとめ（10分）	<ul style="list-style-type: none"> 自分たち自身の消費行動が世界を改善し、発展させうることを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> マイバッグ運動、3R活動、地産地消、フェアトレード、グリーン購入、省エネ、復興支援などの消費行動の役割について、具体的な事例をもとに伝え、理解させる。 国際フェアトレード認証ラベルが付いている商品を掲示しながら、説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者市民社会では、どのような基準があるかを理解し、消費者市民としての行動が世界に与える影響を理解している。 〔知識・理解〕 〔授業プリント^(P40)〕 	<ul style="list-style-type: none"> コーヒー豆(フェアトレード商品) 授業プリント^(P40)
----------	---	--	---	--

② 生徒の様子



③ 具体的な展開(工夫した点、アレンジした点)

- ①本学級は一人が話し出すと周りもつられてしまい、私語が多くなる傾向が強い。そのことにより、授業が中断することが少なくない。時には厳しい指導も必要とされるが、学級の雰囲気も全体的に明るく、発問に対する生徒の反応も悪くない。この点に関しては、教師が生徒の集中力を切らせないように、問い合わせや興味を引く問題提起をし、工夫を凝らした。生徒が経済活動に関心をもち、実感できるように、さまざまな性格の教員や級友が販売する商品を購入すると仮定し、どの教員や級友から購入するのか、なぜその商品を購入するのか考えさせ、更に、生徒への発問や生徒とのコミュニケーションを多くとるようにした。
- ②イメージしにくい単元で、どうしてもワークシート中心の50分間授業では学びを深めることが困難なため、価格の決まり方、消費者問題、消費者市民としての行動の重要な語句、知識などを学習、定着させるという社会科らしい授業形態の中の一部にワークシートの内容を盛り込んだ授業プリント^(P40)を使い、授業中の語句、知識の説明において、自分なりの考えを思いつきやすいように自然にヒントを投げかけ、どのような消費行動があるか考えさせた。
- ③「消費者市民」という語句の意味（ニュアンス）が理解できるように、社会を改善・発展させる（世界を救う、変える）買物（消費行動）をする消費者が「消費者市民」であるという概念をイメージしやすいよう、本時では、悪さをして世界中を困らせている鬼を枚方代表として退治した（世界を救った）人たちを「枚方名誉市民」と例示することによって少しでも理解できるように工夫した。

④ 配付資料・教材等

- 授業プリント^(P40)
- こんにゃくゼリー（製造物責任法関連）
- コーヒー豆（フェアトレード関連）

⑤ 評価のポイント

- ①消費者市民社会にあるさまざまな基準を理解している。
- ②消費者市民の行動は世界を改善する影響力があることを理解している。
- ③さまざまな消費行動があることを理解し、自分の消費行動の基準を確認している。

⑥ 学習の成果と課題

①学習の成果

実際に、自分たちがどのような基準で消費行動（買物）を行っているかを認識させることができた。価格だけではなく、デザインや味といった基準を具体的に例示することによって理解を深めることができた。企業のイメージや応援といった理解しづらい基準についても企業を教員や級友に置き換えることによりイメージすることを助け、理解させることができた。授業プリント^(P40)の売り買いの基準に、1つの基準しか記入していない生徒はおらず、さまざまな基準を取り入れながら消費行動（買物）をしていることがわかった。

生徒記入の授業プリント

消費者市民社会

- 価格の決まり方
- 実際は...
 - 味（おいしさ）
 - デザイン
 - 材料
 - 企業（メーカー）
(アレルギー)
 - サイズ、大きさ
 - 近所
 - 安全
 - 口コミ、知人のススメ
- 消費者主権 … 消費者自身の意思と判断によって商品（もの・サービス・情報）を購入する
- ← 現代の消費社会での傾向… 宣伝や広告につられて受け身の消費者となる。
- 不利益を受ける可能性
- ⇒ 対策
 - クーリング・オフ … 訪問販売などで商品を購入したとき、8日以内なら契約の解除ができる。
 - 製造物責任法(PL法) … 製品の欠陥によって消費者が被害を受けた時、たとえメーカーにミスがなくともメーカーが責任を負う。

消費行動 → 社会の改善と発展 ⇒ 「消費者市民」
ex. 限りある資源・エネルギーを有効に活用するため、環境を維持するために

・作業所の商品購入	・地産地消
・グリーン購入	・フェアトレード
・復興支援	・3R
	・マイバッグ

- ・3R … 一人一人がゴミを減らす(Reduce)
再利用する(Reuse)
再資源化する(Recycle)
→ 循環型社会を目指す。
→ 経済活動全体を変えていく
- ・地産地消 … 地元で生産されたものを地元で消費する。
→ 安全・無駄が少ない
→ 地元が変わる → 世界が変わる
- ・グリーン購入 … 環境にやさしい商品を購入する。
→ 企業もやさしい商品を作る。
→ 世界がやさしくなる。 → 世界が変わる
- ・フェアトレード … 先進国と発展途上国との経済格差をなくすために、
発展途上国の商品を適正価格で買う。
→ 世界が変わる

②課題

消費者市民社会について生徒の理解を深めるために、よい消費行動（買物）だけでなく、安くて粗悪な商品の購入など消費者市民としてあまり好ましくない買物も例示することが必要であった。

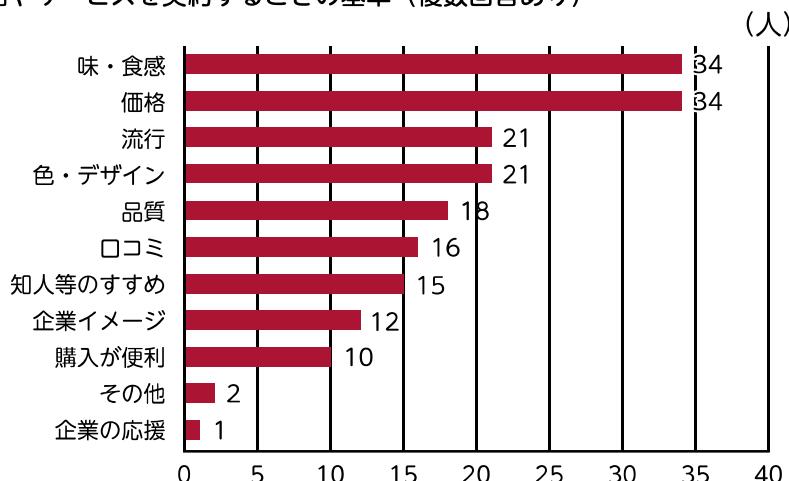
7 アンケートの回答(対象者：本授業を受けた生徒)、生徒から出た意見や反応など

①アンケートのおもな質問

- 商品やサービスの契約をするとき、何を基準に選びますか。あてはまるものすべてに☑をしてください。
- フェアトレードなど環境や社会による影響がある商品を買ってみようと思いましたか。「はい」の場合は買ってみたい商品もお答えください。

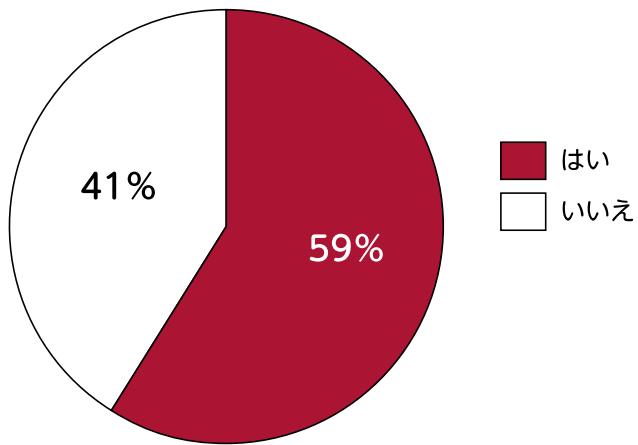
②アンケートの回答

i) 商品やサービスを契約するときの基準（複数回答あり）



味・食感や価格などを、商品やサービスの選択の基準としている生徒が多い。約30人の生徒が、口コミや知人等のすすめで商品やサービスを選ぶと回答した。

ii) フェアトレードなど環境や社会によい影響がある商品を買ってみようと思ったか。



「はい」と答えた生徒のうち60%がその理由として、「発展途上国や世界のために貢献してみたい」、「応援したい」、「貧しい国がかわいそう」などと答えた。その他に「興味・関心がある」、「世界が変わる」、「口コミでよいコメントがあった」などの回答もあった。買ってみたい商品は、「チョコレート」、「コーヒー」、「服やトートバッグ」などであった。

「いいえ」と答えた生徒の理由は、「自分が買いたいものを買う」、「よくわからない」が最も多く、次いで「お金がない」、「興味がない」、「外国産の物は安全性が欠けているイメージがある」などをあげた。

⑧ 本教材を活用した授業を終えて(活用してよかった点、生徒の様子など)

アンケートの結果をみると「世界が変わるから。世界を変えられるから」という生徒があり、自分たちの消費行動（買物）によって世界が変わる、また、自分たちは消費行動（買物）によって世界を変えることができるということを一定程度、理解させることができた。

アルバイトをしている生徒も少なく、まだ自分のお金で自分の欲しいものを買う、自分の欲しいものために働くといったことがないため、自分たちの消費行動（買物）を真剣に考えることが難しかったり、真剣に考えたことがなかったりしたため、なかなか理解させることが困難であった。

大阪府消費生活センターよりひとこと

モデル授業では、生徒の集中力を保つための問い合わせや具体的な設定など、工夫をしていただきました。生徒が皆、楽しそうに商品の選択について考えている姿を見て、「経済」のしくみを理解させつつ、消費者市民としての行動について、楽しみながら学ぶことができるのだと感じました。「公民科」における「消費者教育」のリーディングケースとして広まってもらえればと期待しています。

「公民科」、「家庭科」だけでなく、さまざまな視点から複層的に、生徒に考えさせる機会を設けていただくことが、消費者教育では大切だと考えています。

平成28(2016)年度作成教材の改訂について(奨学金制度関連)

平成28(2016)年度に本教材を作成していた時に、国では給付型奨学金制度の創設が検討されていました。その後、同制度が創設されたため、このたび、本教材の一部を改訂しました。

以下に本教材の指導ガイド  (19ページ)、教材⑥(20ページ)、およびワークシート (6ページ) の差替え部分を掲載していますので、それぞれコピーするなどしてご活用ください。



奨学金 … 学業を継続するために、貸与または給付されるお金

わが国では、(独)日本学生支援機構(以下「機構」という)の奨学金の貸与を利用している学生(大学や専門学校に通学)は2.7人に1人で、大学独自の奨学金(注1)なども含めると約2人に1人が奨学金を利用しているとされる。機構の奨学金は、従来は貸与型奨学金制度のみであったが、2017年度から給付型奨学金制度が創設された。機構の奨学金制度は、以下のとおりです。

①貸与型奨学金制度

貸与型奨学金には、「第一種」(無利子)と、「第二種」(有利子)がある。「第一種」の申込みには、高等学校における成績が5段階評価で3.5以上という基準や、家計の収入といった基準がある。「第二種」についても、家計の収入等の基準がある。「第二種」の貸付利率(金利)は年3.0%が上限となっている(注2)。

第一種、第二種とも、在学中は返済(返還)は猶予され(奨学金貸与中・在学猶予中、返還期限猶予中は無利子)、貸与終了(卒業等)の7か月後から返済が始まる。延滞者(3か月以上)は16万1千人、滞納額は2,388億円となっている(2016年度末)。延滞すれば延滞金利が課される。機構では、返還猶予や減額返還などの措置も用意し、奨学金返還相談センターを設けている(電話0570-666-301)(注3)。

奨学金は、経済的理由で修学が困難な優れた学生が安心して学ぶために有益な制度であるが「貸与型」の場合はあくまでも「借金」であること(返済が必要なこと)を十分に意識しなければならない。家族で家計の状況や進学の目的などについても高校1・2年生のうちから話し合い、利用における条件をよく理解したうえで、必要な額だけを借りるのが望ましい。

②給付型奨学金制度

経済的理由により進学が極めて困難な生徒に対し、大学等への進学を後押しすることを目的に、2017年度から給付型奨学金制度が創設された。翌年度に大学等への進学を希望する人で優れた資質・能力を有し「住民税非課税世帯の人、または生活保護受給世帯の人」もしくは「社会的養護を必要とする人」のいずれかに該当する人が申し込むことができる。

(注1)大学では、入学料や授業料の減免のほか、奨学金を設けている学校も多く、奨学金の中には「給付型」のものも多い。各大学における奨学金制度の状況は、機構のホームページでも紹介されている。

(注2)「第二種」の貸付利率には、利率固定方式(貸与終了時に決定した利率が返還終了まで変わらない方式)と、利率見直し方式(返還期間中おおむね5年ごとに利率を見直す方式)がある。貸付利率は、貸与終了月により利率が適用される。2017年3月末の利率は、前者が0.33%、後者が0.01%となっている。詳しくは、機構ウェブサイトhttp://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/riritsu/riritsu_19ikou.htmlをご覧ください。

(注3)携帯電話や海外からの電話、一部IP電話の場合：03-6743-6100

教材⑥ 奨学金制度



(独)日本学生支援機構の奨学金事業と国の教育ローンとの比較

区分	給付型奨学金	貸与型奨学金	国の教育ローン
実施機関	(独)日本学生支援機構(以下「機構」という)		(株)日本政策金融公庫
目的	高等学校等において優れた生徒であって、大学等への進学の目的及び意思が明確であるにもかかわらず、経済的理由により進学が極めて困難な者に対して、学資の給付を行う	教育の機会均等の観点から意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念するがないよう、学生本人に対して学資の貸与を行う	一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般等の資金調達を支援するため、保護者または学生本人(社会人等のみ)に対して主に入学時の費用を一括して融資する
対象	学生本人	学生本人	保護者(独立して生計を維持している場合のみ学生本人)
基準	<ul style="list-style-type: none"> ○家計[家計支持者(世帯)の年収]、学力、人物・健康 ・社会的養護を必要とする人とそれ以外の対象者(住民税非課税世帯の人、または生活保護受給世帯の人)により基準が異なるが、いずれも機構が高等学校等に示すガイドラインを参考に各高等学校等において推薦基準を定める ・給付期間中は毎年、学力等の適格性についての審査がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○家計[家計支持者(世帯)の年収](無利子・有利子の家計基準のめやすについては機構ウェブサイト参照)、学力 ・低所得者に優先的に貸与(無審査) ・貸与期間中は毎年、学力等の適格性についての審査がある。 	
金額	<p>国公立か私立、自宅通学か自宅外通学により金額が異なる(2~4万円)。</p> <p>※国立で授業料の全額免除を受ける場合は給付月額を減額</p>	<p>【第一種】国公立か私立、自宅通学か自宅外通学により金額が異なる(3~6.4万円)</p> <p>【第二種】3万、5万、8万、10万、12万円から選択。</p> <p>※国の教育ローンが借りられなかった場合は「入学時特別増額貸与奨学金(有利子)」あり(第一種、第二種ともに適用)</p>	一時金として300万円以内
利息		<p>【第二種】利率固定方式年0.33%、利率見直し方式年0.01%(2017年3月末)</p> <p>※上限3.0%、在学中は無利子</p>	固定利率: 年1.76%(保証料別) (2017年11月現在)
返済期間		貸与が終了した月の翌月から数えて7か月目から返還開始。返還方法により期間は異なる(在学中は返還猶予)	15年以内(在学中は利子のみの返済が可能)

(2017年11月現在)

*機関の貸与型奨学金は、貸与型の第一種奨学金(無利子)や第二種奨学金(有利子)、入学時特別増額貸与奨学金(有利子)、給付型奨学金いずれも併用可。
*上記のほか、民間の教育ローンもあり。

参考:(独)日本学生支援機構<http://www.jasso.go.jp/index.html>
日本政策金融公庫「教育一般貸付(国の教育ローン)」<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

3. 生活の管理と契約②(生活の設計・管理)

～奨学金制度～

指導上の留意点

奨学金について正しい知識を得て、奨学金の貸与を受けることは借金と同じであるという認識をもたせる。利用した場合や返済が滞った場合の影響についても認識させる。奨学金が本当に必要か進学先や下宿の可否なども含めて保護者と早い段階で相談しておく必要があることも認識させる。また、生徒だけでなく、保護者にも正しい知識をもつもらうことが必要である。

国(日本学生支援機構)では、2017年度から給付型奨学金が創設されたが、家計〔家計支持者(世帯)の年収〕や学力などに一定の基準がある。

※日本学生支援機構ウェブサイト(<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>)

各問についてのポイントと解答例

1 奨学金についてのクイズを行い、教材⑥の参考を活用し理解を深める。また、借りる前に返済計画を立てる重要性について確認する。返済が滞れば、金融機関に「経済的信用がない」と判断され、信用情報機関に延滞情報が登録されるなど社会的に制限がかかること、借金額が増えること、保証人らに返済請求がなされることを認識させる。

解答例

- a.○ 国(日本学生支援機構)が実施している国内進学者向け奨学金制度には返済が必要な貸与型に加え、2017年度から返済不要の給付型が創設された。
- b.✗ 貸与型については、成績が上位の人だけというわけではない(P19 参照)。無利子のものは成績と家計収入に一定の基準がある。利子つきのものは無利子のものより基準がゆるやかになっている。給付型についても家計等の一定の基準に加え、学力等にも基準がある。
- c.○ 国(日本学生支援機構)の奨学金の貸与対象者は学生本人。申込書を保護者が書いていても、学生本人が返済義務を負うことを心に留め、奨学金を利用するのかどうか、貸与金額や返済計画についても保護者とよく相談する。
- d.✗ 国(日本学生支援機構)の奨学金の返済が始まるのは卒業後で、在学中は返済が猶予される。利子付きのものは在学中には利子が発生せず、卒業後に利子がつく。
- e.○ クレジットなどの信用情報を扱う信用情報機関に延滞情報が登録されると、クレジットカードをもてなくなったり、ローンを組めなくなったりする場合がある。ほかにも延滞金が課される、連帯保証人や保証人に返済請求がなされるなど、周囲の人々に迷惑をかける場合もある。返済が困難になったら速やかに奨学金実施機関に連絡する必要がある。

2 奨学金を利用する必要がある場合はメリットとデメリットを必ず比較し、総借入額、返済期間、収入がなくなつた場合のことなどについて事前によく確認しておくことが重要といえる。社会人1年目で借金を抱えたまま生活できるのか、収入が途絶えたらどうするのかなどいろいろなパターンを想定させる。

解答例

メリット：進学できる、親に負担をかけずにすむ、アルバイトする時間を増やす勉強できる、国制度の場合、学生時代は利子が付かないから銀行より得であるなど

デメリット：社会人になった時にお金の余裕がない、貯金ができない、精神的負担がある、利子が付く、退職や非正規雇用など返済できない状況になる可能性がある(自己破産)など

3 日本学生支援機構のウェブサイトで「奨学金貸与・返還シミュレーション」を体験し、総貸与額や返還額、返還期間などを実感させる。[\(http://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/\)](http://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/)

用語：連帯保証人、自己破産



消費者教育推進大使 大阪府広報担当副知事 もずやん

身近な事例で学ぶ！ **めざそら！ 消費者市民**

高校生向け消費者教育教材

～授業すぐ使えるワークシート付き～

モデル授業実践事例集

発 行 大阪府府民文化部消費生活センター【平成30(2018)年2月】

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階

電話06(6612)7500 FAX06(6612)0090

制作委託 (公財)関西消費者協会

無断転載を禁じます

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

